

## 森町議会全員協議会

令和8年2月17日（火曜日）

開会 午前 8時59分

閉会 午後 2時50分

（町側の議題）

新年度予算関連

1. 学校教育課
    - ・森中学校長寿命化改修工事実施設計業務等委託について
  2. 学校給食センター
    - ・学校給食費の改定について
  3. 社会教育課
    - ・史跡鷲ノ木遺跡整備事業について
  4. 生涯学習課、公民館、総務課
    - ・森町砂原公民館の耐震診断の実施について
  5. 農林課
    - ・ナラ枯れ対応と洋酒樽による地域産業創出について
    - ・広域トマト共選施設整備について
    - ・畑地かんがい用水附帯施設整備事業について
    - ・道営土地改良事業（駒ヶ岳地区）について
  6. 総務課
    - ・森町公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行について
  7. 企画振興課
    - ・第3次森町総合開発振興計画策定支援業務委託について
  8. 保健福祉子育て課
    - ・「食」の自立支援事業（配食サービス）料金の改定について
  9. 保健福祉子育て課、さくらの園
    - ・統合推進人材の任用・統合コンサル業務委託について
    - ・社会福祉法人財政支援補助金について
  10. 住民生活課
    - ・猫の不妊去勢手術費補助金について
- その他説明・報告案件
1. 公民館、生涯学習課、総務課
    - ・森町公民館閉館に伴う対応について
  2. 契約管理課

・令和8年度森町発注予定工事の公表について

3. 建設課

・森町都市計画マスタープランの改訂スケジュール等について

(議会側の議題)

1. 当面する日程について
2. 令和8年度議会費予算(案)について
3. その他

○出席議員(11名)

議長	14番	木村俊広君	副議長	1番	伊藤昇君
	2番	河野文彦君		3番	高橋邦雄君
	5番	山田誠君		6番	野口周治君
	7番	斉藤優香君		8番	千葉圭一君
	10番	加藤進君		12番	東隆一君
	13番	松田兼宗君			

○欠席議員(2名)

4番	河野淳君	9番	佐々木修君
----	------	----	-------

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
教育長	毛利繁和君
学校教育課長	坂田明仁君
学校教育課参事	藤嶋希君
学校教育課総務係長	西川慎吾君
給食センター長	敦賀靖之君
給食センター 総務係長	岩本直也君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智裕君
森町公民館管理係長	高橋里佳君
社会教育課 文化財保護係長	高橋毅君

体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
生涯学習課 生涯学習係長	山	谷		翠	君
総務課長	濱	野	尚	史	君
総務課参事	石	岡	丈	宜	君
総務課総務係長	田	中	太	治	君
総務課DX推進係長	水	口	祐	太	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農林課参事	佐	藤		司	君
農林課農政畜産係長	山	田	大	輔	君
農林課土地改良係長	小	倉	慶	一	君
企画振興課長	岩	井	一	桐	君
企画振興課参事	池	田	恵	太	君
企画振興課長補佐 兼企画振興係長兼 関係人口創造係長	山	内		崇	君
保健福祉子育て課長	宮	崎	弘	光	君
保健福祉 子育て課参事	萩	野	友	章	君
保健福祉 子育て課参事	葛	西	十	夢	君
保健福祉 子育て課長補佐 兼健康増進係長	岩	井	理	奈	君
保健福祉子育て課 福祉係長	三	國	純	子	君
保健福祉子育て課 国保児童係長	今	野	雅	丈	君
さくらの園総務係長	西	崎		守	君
総務課人事厚生係長	西	岡	久美	子	君
住民生活課長	阿	部	泰	之	君
住民生活課長補佐 兼住民年金係長	渡	邊	裕	美	君
住民生活課 住民年金係主査	松	本	義	人	君
契約管理課長	山	田	真	人	君
建設課長	濱	野	真	行	君

建設課技術長 伊藤正吾君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 関孝憲君

議事係長兼  
庶務係長 長谷川拓哉君

○議長（木村俊広君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、昨日からの続きとなります。

8、保健福祉子育て課関係の議題に入ります。

「食」の自立支援事業（配食サービス）料金の改定についてを議題とします。

宮崎保健福祉子育て課長、説明願います。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） それでは、「食」の自立支援事業（配食サービス）料金の改定についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、次ページを御覧願います。改定理由であります。平成23年4月から現在に至るまで高齢者福祉政策における在宅サービスの充実の一環として、「食」の自立支援事業において在宅の高齢者等の方々へ1食当たり300円で配食サービスを行ってまいりました。近年の物価高騰、食材、燃料費等や人件費の増加に伴い、当該事業の継続のためには現行の1食当たり300円の利用率では配食サービスの提供が困難となり、利用率の改定を行う必要があることから、料金改定をするものでございます。

改定内容でございますが、「食」の自立支援事業の利用率について1食当たり500円に改定するものです。なお、利用者負担の軽減を図るものとし、令和8年度に限り1食当たり400円に改定するものです。

次に、予算についてご説明いたします。歳出では、節1報酬から節26公課費まで「食」の自立支援事業（配食サービス）実施に係る経費を計上しております。歳入では、ふるさと応援基金繰入金755万1,000円、雑入の624万円は、利用率として計上しております。

説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○6番（野口周治君） 定性的に継続が困難となっておりますが、現在の収支という見方をしているかどうか知りませんが、どういう状況なのかを示してください。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

令和6年度の実績で申し上げますと、歳入の部分ですが、収入が404万1,300円ございました。それに対して支出については1,681万9,868円でございます。

○6番（野口周治君） 今の収支から見ると、町がたくさんのお金を入れながら一部負担をお願いしているという姿だと理解できます。当初、平成23年でしたっけ、この当初からの構造としてはどういうふうになっているのか。

それから、あと2問しかできないので、併せて伺いますが、実際にこの配食サービスを利用されている方の収入というのは多くが年金、それも国民年金の方が大多数ではないかと想像するのですが、年金の金額はずっと上がっていない。つまりいろんなコストアップ

を皆さん受けている中で、これ以上切り詰められない生活をしている人がたくさん町内にはいらっしゃると思います。そういう中で、町は何とかしてこれを上げずに済ませられないのか、その辺の検討経過についてご説明ください。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

先ほど平成23年当時のというような質問もございましたが、実は平成22年度までは500円で行っていた経緯がございます。平成23年に料金のほうを改定しまして、300円で今まで継続して実施してきた状況でございます。平成23年に料金を下げた経緯というのが賄い材料費程度は徴収すべきだというようなことで、そういう方向で当時300円程度賄い材料費がかかっている、それに合わせるような形で料金のほうを決めていった経緯がございます。ただ、若干ではあります、少しずつやはり材料費等が上がってきて、大分実際にかかる賄い材料費と料金の開きが出てきたということで、今回料金のほうを値上げさせていただきたいということで提案してございます。

あと、利用者の収入なのですけれども、この制度自体が所得に応じて受けれる、受けれないというものではございませんで、私どものほうでは対象者の所得については全く把握していない状況でございます。ただ、中にはやはり収入の少ない方もおられるというのは想像はつくのですけれども、近年のこの物価高騰という部分で、ある程度その賄い材料費のかかる経費に見合ったご負担をいただくということで考えた次第でございます。

○6番（野口周治君） 賄い材料費、材料費として見たら今どういうことになっているのかが1つ。

それから、今の所得によらない、そうなのでしょう。ですが、最低限のところできりくりしている人にとって、この配食の値上げって食数をどうするかという話に直結しかねないことではないかと思うのですが、そういう方への救済策といいますか、ちゃんと食べるだけは食べる、当たり前のことですから、生きていくために食べるというのは。そこをどう保障するのかという観点で、どう考えているかということをお願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、賄い材料費が幾らかかっているかという部分でございますが、令和6年度実績で申し上げますと1食当たり550円かかっています。

所得の少ない方の保障という部分でございますけれども、今回経過措置といいますか…

（「それはここに書いてある。そこじゃない」の声あり）

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 今回のこの値上げ、所得の少ない方には大変心苦しいところはありますけれども、議員おっしゃるような保障というような観点ではうちのほうはちょっと考えておりません。ですので、一律来年度については400円、再来年以降は500円いただくというような形になります。

以上でございます。

○2番（河野文彦君） この事業については、私も続けていくべきだというふうに思いま

す。昨今の物価の高騰、人件費の高騰も分かります。その上でちょっと何点が質問したいのですけれども、これ年間何食ぐらい実際出ているのか、ちょっとこの資料で読み取れなかったものですから、そこをまず確認させてほしいのが年間何食ぐらい出ているのか。1日の多分作る食数とかも上限もあるでしょうから、1人の方がもし1年間全部これにお世話になりたいというか、お願いしたいといったとき、1名の方が年間大体何食ぐらい提供していただけるのか。大体、平均でいいです。平均というか、1年間これをもしお願いしたら。多分毎日とかにならないのですよね。なので、大体1名の方が1年間お願いしたら何食提供していただけるのかというところをまずお願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、これも令和6年度、昨年度ベースでお答えさせていただきます。昨年度の1年間の食数なのですけれども、1万3,471食でございます。

それであると、1日当たり何食まで提供できるかという部分ですけれども、これは50食となっています。

あと、1人の方が最大お願いしたときに出せる最大の食数が昨年でいうと307食です。

○2番（河野文彦君） 約1万3,000食ということなので、100円値上げすると町の収入が大体130万ほど増えるという計算になるのですね、大体。200円にして260万ぐらい収入が増える、利用者の負担が増えるという形かと思うのです。

昨今の社会情勢は分かるのです、何でも値上げ、値上げで。ただ、先ほど野口議員からもあったかと思うのですけれども、やはりこのサービスにお願いしている方というのは様々な事情があって、年金暮らしであったりとか、年金の方だってほかの部分でもどんどん値上げして生活大変だと思うのですけれども、こういうところこそ共助の部分で全町民が支えて、こういう高齢者の食というのを守っていく、そういう事業だと思うのです。そこで、今令和9年度の方まで考えても年間260万ほどの収入増、そこまでしなければならないのかなと僕思ったのです。というのは、例えば子供の給食費はただです。あれに数千万かかっていると思います。ほかにもいろんな事業やって、ここでお金の話になって、てんびんにかけてしまうと、その事業をやるためにここを増やすのって思わさるところもあるのです。なので、何とか令和9年度まで考えて、二百数十万の部分は町民全体で支えることできないのかなと。言ってしまうと、今のいろんな予算の中でもう少し要るもの、要らないものしっかり選択すれば、これぐらいは捻出できるのではないかなというふうに思うのです。これ課長というよりも、よろしければ町長にお話しいただければと思うのですけれども、どうでしょう。何かほかのところのいろんな事業、もしくはいろんなところを無償化する、そういうツケがこういうところに回って福祉サービスの削減につながってしまっているのではないかなと、そういうふうに思うのです。ぜひ町長からお言葉いただければと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今回この「食」の自立支援事業の料金改定ということで、値上げを提案させていただく

という流れになっています。河野議員のお話の趣旨は、まさに財政のやりくりは何を観点でやるか、それはまさにそのとおりだと思います。先般複合施設の関係で行財政改革を行わせていただくという話はさせていただきました。その中でも少しお話しさせていただきましたのですけれども、まずは歳入部分もしっかりとどのくらいが適正なのかというその基準を議論にしてしまえば、してしまえばというか、それを観点にしますと、今河野議員お話しのように何を減らして何を増やす、どここの財源をこちらに持ってくる、これを持ってくる、何を優先する、かにを優先する、そういった議論になると思います。今現状では、今日も新聞にも載ってございましたけれども、本当に地方財政は物すごく今この物価高、インフレ基調の中で逼迫しております。そういった中においては、当然その経費の見直し、こういった歳入の見直し等々もまずは並行して行わせていただきまして、改めて財源が確保というか、財政の柔軟性を確保した時点で、もう一度どのような事業にこういった財源を充てるかというところまで私はしっかりと、きっちりこれはやったほうがいいのかなど思っております。現状では、今回このような「食」の自立支援事業サービスにおいては値上げというところを提案させていただいております。まずもってそういった観点で捉えているということをご理解いただき、ご了承いただきたいなと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 分かるのです。分かるのですけれども、ただちょっとはっきり言ってしまうと無駄なこと、形にならないようなこと、物すごく目につく。何でこっちを増やして、個人負担を増やして言ってしまうと全部まとめて考えれば、そういうところが物すごく目につくというか、今回のこの全協に上がっている議案だけ見ても、既に質疑の終わった部分でも大分批判、批判というか、前向きではない意見がたくさん出ている議案もあるわけだ。ということは、それって必要なの、それをやらなかったらこっち値上げしなくてもいいのではないのって思わさるところが物すごくあるのです。だから、本当にそういうもののツケがこういうところに回っているのではないのって思わさってしまう。だから、僕は本当に、もう予算書も出来上がっているから、そういう予算でスタートはするのかもしれないけれども、これ今からだってやっぱり今年度は据置きします、今年度って8年度、そういう決断だってできると思うのです。だって、1人の方が最大300食利用されることもできるというふう聞いたのだけれども、年間にしたら結構な額です、年金の方で。どう思われますか、町長。僕は、今からでもこの値上げ一旦中止して、令和8年度は据置きでいきますというぐらい決断してもいいのではないかなと。ただ、予算書はもう作ってしまったから、そのままの予算でいいかもしれない。いくしかないと思う。でも、町長ここでやっぱり据置きしますって言えば、それでいけるのではないかなと思うのです。どうでしょう。僕は値上げする必要がないというか、物価の高騰は分かるのですけれども、値上げせずに何とかいけるのではないかなと思っているから言っている。どうでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員のお話の内容は、大変なのは確かに行政だけではなくて、普通に生活されている一

般の方々もこの値上げ、物価高、今の現状というのは本当に大変ご苦労なさっているのかなと思います。しかしながら、今回の予算、今回の全協の議案でも上程させていただきました様々な事業に関しましては、本当に様々なご意見、そしてご評価というものは、それは議員の皆様からいただく内容に関しては真摯に受け止め、これは判断しなければならないと思っております。今回このような形として、一部自立支援、一部としてというか、この行革の一部というか、こういった歳入の値上げの判断というところは、先にこういう今回の自立支援事業で出てまいりましたけれども、今後も様々な点でこういった歳入の見直し出てきます。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、当然歳出の見直しもしっかりと行わせていただきまして、同時に進めさせていただき、改めて町民の皆様で、議員の皆様というところもイコールでありますけれども、何に財政を注力するか、そういったところを改めて考えていきたいと思っております。今回は、この値上げに関しては私はこのまま進めさせていただいて、率直に町民の皆様、この対象になる高齢者の方々からも当然いろいろなご意見出ると思います。そういったものも私は真正面から受け止め、今後の財政運営に生かしていきたいと考えております。まずはこのとおりに進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5番（山田 誠君） 今町長のいろいろな話聞いて、今年度はこのまま進めさせてほしいということなのですが、いろいろマスコミ等々のあれ見ますと、在宅サービスの充実は分かるのですが、この材料費だとかいろいろなものが高騰している中で続けるということは各自自治体も大変だなということで、民間委託をやっている町村が増えてきている。今年は別としても森町はそういう改革的な考え方を持っているのかどうかちょっと確認したいなと思っております。これやっている以上は、もう必ず上がっていくのは目に見えているわけです。先ほどから言っているように高齢者の部分、年金生活者、独居老人が多いわけだから、それはそれでいいのだけれども、そういうサービスを続けていくというのはいいのだけれども、それには財源が伴っていくわけですから、やっぱりだんだん、だんだん増えていくのはもう当たり前だというふうな感覚はあるので、その辺もちょっと研究して、町もいいし、受益者もいいよというような方向づけの案をこれから模索していったほうがいいのかと、私はそう思っているのです。この前も新聞にも出ていましたけれども、やっぱり今までよりも安く、これは当然町でやった場合もう人件費から何から全部入ってくるわけだから、委託した場合はそうでもないということになれば委託したほうが安いのだ、金額的に。あと、昨日の給食問題でないけれども、栄養のバランスがどういうふうになるかは別としても、それはこちらのほうから要求した場合に業者がそれで作ればいいわけだから、その辺を含めて今後どういうふうにするか検討していただければなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

議員おっしゃる委託の部分ですけれども、以前もほかの議員さんからそのような質問もいただいたことがございます。令和7年度においては、この委託の部分というところもし

っかりと勉強させていただいた経緯もございます。例えば栄養バランスの取れた業者選定だとか、あとは経費の部分も見積りを取りながら比較してきた経緯もございます。最終的には来年度委託では行わないことにはなったのですけれども、しっかりと委託に切り替える部分も継続的に検討しながら、よりよい方向に進めたらいいなと考えております。

○5番（山田 誠君） 参考までに言うのだけれども、下川町では町独自で配送車のようなものを用意して、商店街のないところに注文を取って配送しているという事例があるわけだけれども、今課長いろいろやってあれしていますけれども、参考までにでも一回行って見て、やっぱりそういういいところは学んでいったほうがいいと思うのです。机上でどうのこうの言ったってどうもならないわけだから、やっぱり受けるほうも安くいいもの、おいしいものを食べればいいし、町自体のほうは与える部分についてはあまり経費かけないで同じようなものを提供したいというのは当たり前の話なのだ。だから、そういういいところの町村の事例を参考にして、森町も前向きに進んでいったほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

他町村のよい事例を参考にしながら進めていきたいと考えております。

○7番（斉藤優香君） まさに今ちょっと聞きたかったことだったのですけれども、今までこの配食サービスはさくらの園で調理をしている。今年度でさくらの園が終わるとなると、今度はシャリテで調理をして配食するのかという今後の、このお金の中では令和9年以降のことも考えられているとなっていたので、令和9年以降の計画はどうなっているのか。そうしたら、今民間委託みたいなお話になったので、それをもう少し確認したいなと思ったのですけれども、お願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

先ほどの答弁では委託を検討しつつというようなお話をちょっとさせていただいたのですけれども、今さくらの園でこれを作っている以上、令和9年度以降の配食サービスの在り方というのは、さくらの園とシャリテさわら、シャリテの森との統合も併せて考えていかなければならないものと思っております。それで、現時点でさくらの園については直営で調理のほうを行っております。一方、シャリテさわらのほうは業者委託でやっております。その辺の比較を今やっている最中でございます。それで、9年度以降どちらを採用するかというのが決まれば、それに併せて例えば直営でやるとなった場合は直営で入所者の分の調理は当然やるのですけれども、果たして配食サービスまで手が回るのかどうかだとか、あとは委託になった場合はこれは今までと同じようなやり方はできないというふうに決まってしまうので、そうなった場合はもう委託の方向でというようなことで、ちょっと今は流動的な状況で検討している最中でございます。

○7番（斉藤優香君） 検討されているということなのですけれども、やはり配食を受けている方たちにそれがストップしてしまうというのは大変なことになってしまうので、それがスムーズに行くにはいつまでにそれが決まるというめどはついてはいますか。9年度に

入ってからぎりぎり決まるとか、そういうことではやはり不安に思われる方もいるのですけれども、課としてそれはいつまでに決めておけば安全に、スムーズに移行できるというお考えか。お願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

今年度も委託、この業者と必ず契約というような話ではないのですけれども、いろいろ打合せ等でどのぐらいでスタートできるのかとか準備にどのぐらい時間がかかるのかとか、そういう部分は業者の方と意見交換等をしてきた経緯がございまして、委託する場合は大体3か月程度準備に時間がかかるのです。なので、例えば令和9年の4月から委託に切り替えるとすれば、その3か月前ですので、12月末ぐらいまでに決まればそちらの方向には進むことができます。あとは、直営でやる場合はある程度今までとさほど変わらないと思いますので、引き続きでやっていけるのかなと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 検討されているということで、利用者さんが何か変化を感じる、何か手続をまた違うふうにするとかという利用者側の負担というのは増えるとお考えでしょうか、それとも今までどおりの何もせず、窓口が町で、今までの手続のままいけるとお考えでしょうか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

直営でやった場合は、恐らく手続的なものは特に変わらないのかなと思っております。委託した場合は、例えば料金の支払い方だとか、そういう部分が今の想定では変わる見込みとなっております。今は1軒1軒回って料金のほうを徴収させていただいているのですけれども、それが例えば銀行からの引き落としになったりですとか、そういうようなお話も伺っていますので、若干の手続は増えるというか、一回手続してしまえばその後は逆に手間が省ける部分もあるのですけれども、いつときスタート段階では手続が必要になると考えております。

○13番（松田兼宗君） この配食サービスの制度的なことでもちょっと聞きたいのですが、今の話聞いていると1日50食と言いながら50食満足に作っているわけではないですね。余力があるというふうにこの数字からいうと見てとれるのだけれども、その部分だとすればもっと告知の部分、宣伝の部分、例えば夫婦でいる場合に片方が亡くなって、では食事どうするのという話がよく出てくるわけです。とすれば、制度的なもので配食サービスあるからと言うのだけれども、知っていれば、その人には、だけれども、実際に使っているかどうかというのは分からない。そこまでは、その後そのままになってしまっているから分からないのだけれども、それでそういう人たちに対してどうやってこういう制度があるのだよということを告知しているのか。広報なんかではやっているのだろうけれども、それをどの程度やられて、そしてそういう必要とされる人にどうやってこういう制度があるということを知らせているのか、その辺ちょっとお知らせください。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

制度の周知でございますけれども、町のホームページに掲載してお知らせしております。あと、やはり介護保険の窓口にはそういう介護のサービスを使う方が申請に来たりしますので、そういう窓口での周知も行っておりますので、ただこれで十分だというような状況ではないと考えておりますので、引き続き周知のほうを充実させていきたいと考えております。

あと、満度に利用されていないのではないかという部分でございますけれども、一応さくらの園のほうでは50食が限界というようなことで伺っております。それで、保健福祉子育て課のほうでは50食ぎりぎりのところまで申込みがあったときは入れているのですが、先ほどの食数で申し上げますと、食数でというか、満度にならない理由としては、やはり途中で入院されたりですとか、あと長期の旅行に行かれたりだとかキャンセルがどうしても出てしましまして、毎日50食ぴったりになるというのはあまりないというような状況がございまして、それで割り返すとどうしても50食にならないと。ただ、実際申込みは50食以上の申込みが来ている状況もございまして、それで委託という部分も検討しているというのが、委託する場合はまだもう少し食数増やせるというお話も伺っておりまして、そういう部分で検討している状況でございます。

○13番（松田兼宗君） 要するに必要としている人にどうやってこういう制度があるって知らせるかどうかの問題なのです。その部分が今の話だとホームページがどうのこうのという話ではないですよね。ということは、そういう対象、必要としている人をどうやって掘り起こすかという問題にもなってくるわけで、その辺をもう少し配慮した形で、こういうのがありますよ、配食サービスというのがありますよということを知らせる仕組みを考えていただくという、何か今の話聞いたらそういうようなことは考えていないみたいなので、その辺ちょっと再度お願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

現時点では、いい方法という部分では広報ぐらいしかちょっと思い浮かばないのですが、個々の事情というのが分からない状況の中でいかに伝えていくか、その辺はこれから検討を続けていきたいと考えております。

○1番（伊藤 昇君） まず、この財源のほうなのです。歳入と歳出の関係。賄い材料費が755万1,000円、そしてふるさと応援基金755万1,000円、これが町として考えている財源なのか。全体とすると、雑入で負担金いただいている部分と、それから財調か何か、一般財源の部分もきつとあるのかなと思うのですが、この755万1,000円がふるさと応援基金で賄っていかうという考えであれば、なぜもっと事業費全体とか、もうちょっと幅を広げて、これというのはあくまでも高齢者福祉政策なのです。高齢者のためにする政策の一環なのです。ですから、私も上げるというのはあまりよろしくないのではないかと思います。町全体として高齢者を支えていくと、そういう感覚でいかないとまらないのではないかと私は思うのです。ということは、この対象者の方々も若いときに高齢者の方をみんな支えてきた方々なのです。今自分たちが支えられる年齢になったときに、それを町側で支え

ていけないというのはちょっと考えが違うのではないかなと思うのです。ですから、例えばふるさと応援基金もうちょっと増やしたって別にいいのではないかと。そうすれば自己負担も変えなくてもいい。私はそう思うのですけれども、この755万円の歳入と歳出の関係ちょっと教えていただきたいのと、そのほかに財源を何を使おうとしているのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時40分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

財源の部分でございますけれども、なぜ755万1,000円をふるさと応援基金のほうから繰り入れて賄っているかという部分でございますけれども、これ以外の部分については全て一般財源でございます。ただ、一般財源が不足しているという状況の中で充てる財源がないので、ふるさと応援基金をそこに充当しているような状況でございます。

以上でございます。

○1番（伊藤 昇君） そういうふうに言われてしまえばあれなのですけれども、一般財源がないのですね、では。そうしたら、予算つくるに当たってもかなり厳しかったということなのですか。この少ない金額でさえ財源が乏しいのだという言い方されれば、森町はどういう財政になっているのか非常に危惧します。その辺りどなたか、森町、令和8年度これからやっていこうとしている予算、それでやっていけるのですか。それちょっとお答えいただければ。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

今年の全体的な予算編成の話なのですけれども、相当やはりこの予算編成するに当たっては財政当局のほうで苦勞をしているというところでございます。そういったことから、町長も打ち出しておりますけれども、令和8年度、特にここは重点的にここからまた行財政改革というものをしっかりやっていかなければならないような状況であるというふうに受け止めております。その一つとして、今回これは賄い材料費の応分の負担をいただくということでご提案させていただいておりますので、そういったことで非常に厳しい財政運営をしなければならないという状況でございますけれども、鋭意財源を確保して、今後とも様々な施策に充てられるような、そういった体力をつけなければならないというふうにご覧いただいております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） これ要望になるのかもしれないのですけれども、やっぱり高齢者、それから子供の部分、それについてはしっかりとした予算づけをして、そして健やかに子

供は育っていただきたい、高齢者は安心して高齢化の時代を過ごしていただきたい、私はそう思うのです。ですから、その辺りまで削ってしまうというのは、これはいかななものかと思うのですけれども、お答えできなければそれでいいですけれども。

○町長（岡嶋康輔君） 伊藤議員おっしゃるとおり、子供と高齢者、本当に大事な観点だと思っています。私も町長就任してから子育て世代、また子供の教育、そしてまた高齢者の福祉の環境、医療、介護も含めて本当に大切だと思っています。そうはいいながらも他にもこの森町は1次産業、農業、水産業、林業、本当に多くの、多くのというか、基幹産業が1次産業ですので、そういった産業に対する支援も大切です、多岐にわたる行政需要というものにいかにして財政を割り振っていくかというところは本当に大切な観点だと思います。先ほどもお話しさせていただきましたとおり、単純にどんどん、どんどん値上げをしていくばかりでということだけではなく、しっかりとこの行財政改革の中で聖域なき改革というものを私は行っていきたいと思っています。歳出の削減、そしてまた歳入のそういった見直し等々もまずは併せて行わせていただいて、当然町民の皆様からは何で値上げするのだとか、いろんなそういったご批判も私はいただくと思っています。それも覚悟の上で今回様々な、今回は予算案の中の事業のそういった説明というところではありますけれども、行財政改革に関しても様々な詳細点をこれからしっかりとご説明させていただきたいと思いますので、その点は私はそういった批判を受けるのを覚悟で今回進めておりますので、その点をご理解いただければなと思います。そしてまた、そういった調整の先には、また改めて何をどれだけどこに配分するのかということも含めてしっかりとご議論いただく上で決めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 以上で「食」の自立支援事業（配食サービス）料金の改定についてを終わります。

次に、特定健診・特定保健指導実施推進事業（とくもり健診事業）についてを議題とします。

宮崎保健福祉子育て課長、説明願います。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） それでは、特定健診・特定保健指導実施推進事業（とくもり健診事業）についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、次ページを御覧願います。事業目的であります、国民健康保険事業において低迷する特定健診受診率の向上のため、これまで受診経験がない、または少ない方が受診するきっかけづくりを行い、また長期的に事業を実施することにより健診受診を習慣づけることで自身の健康状態により関心を持ってもらうこと、さらには特定保健指導対象となった方が積極的に生活改善を図ることで生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費の適正化へつなげることを目的とするものでございます。

事業概要でございますが、1、特定健診受診者へ連続受診年数に応じた特典として夢もり商品券を贈呈いたします。2、特定保健指導対象者が特定保健指導完了時に改善目標を

達成した場合に、特典として夢もり商品券を贈呈します。

対象者は、1、国民健康保険被保険者で年度末年齢40歳から74歳までの特定健診受診者、2、国民健康保険被保険者で年度末年齢40歳から74歳までの特定健診受診者のうち、特定保健指導の対象となり、特定保健指導により改善目標を達成した方でございます。

贈呈額は、1、特定健診受診者の贈呈額は、受診1年目は3,000円、2年連続受診で4,000円、3年以上連続受診で5,000円の夢もり商品券を贈呈いたします。2、特定保健指導改善目標達成者の贈呈額は、3,000円の夢もり商品券を贈呈いたします。

その他でございますが、1、令和8年度は本事業実施1年目のため、全ての特定健診受診者を受診1年目として商品券を贈呈いたします。2、本事業は、令和8年度から令和17年度までの10年間実施するものといたします。

次に、国民健康保険特別会計における予算についてご説明いたします。歳出の報償費315万円は、夢もり商品券を特定健診分として1,000人分、特定保健指導分として50人分計上しており、役務費の48万3,000円は商品券の郵送料を計上しております。歳入では、国民健康保険事業基金繰入金363万3,000円を計上し、実施しようとするものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○8番（千葉圭一君） お聞きします。令和8年度、これ今1,000人分を用意しているということでお聞きしましたけれども、これって令和8年度の特定健診の受診率を上げるための目標が1,000人分というふうに考えてよろしいのでしょうか。では、今年度、6年度だとか過去は何人が受診しているのか。令和8年度は1,000人分だけれども、では令和9年度、令和10年度とって10年間実施するわけですから、最終目標は受診者を何人にするのか、受診率を何%から何%に引き上げるのか、それが1点。

それと、もう一つがこれの告知ってどういうふうな形で町民の皆さんに告知をする予定でいるのかをお聞かせください。

それと、もう一点、この発想がいいか悪いかはちょっと分かりませんが、このお金、お金というのですか、商品券で受診率を上げるという、ほかにこのお金の使い道が、仮に三百何十万もかけるのだったら、何かほかにもっとお金かけなくても受診率を上げる方法ってなかったのかなというのをひとつお聞かせください。お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、この1,000人分の予算ということで、これが目標なのかという部分でございますが、

令和8年度の目標として1,000人を掲げてございます。これを達成した場合は、受診率がおよそ37%になります。

あと、過去の受診率でございますけれども、令和6年度の実績で申し上げますと対象者が2,594人、受診者数が570人、受診率は22%でございます。それよりも前の状況ですけれども、大体20%前後で過去5年ぐらいが推移しているような、20%っていない年もあるのですけれども、おおよそそのぐらいの受診率でございます。

それから、告知方法といいますか、周知はどのようにするのかという部分なのですが、まず広報に掲載を考えてございます。あと、個別の通知ということで、国保の場合国保の保険税の通知を全世帯に送りますので、それにチラシを同封してお知らせしていきたいと考えております。

それから、商品券を配るのではなくて、ほかに何かできないのかという部分ですけれども、過去にやはりいろいろなパターン、他町村が成功した事例とかを参考にいろんなパターンで告知したりやってきた経緯もございますが、先ほど過去5年間20%前後というようなお話ししたのですけれども、実はこれ平成20年に制度が始まりまして、それ以来何をやってもと言ったらあれなのですけれども、例えば始まった当初はペナルティーが科せられるというような状況もございまして、何とか受診率を上げようとして1軒1軒家を回ったこともあるのです。そういうことをしてもやはり受診率が上がってこなかったというような状況もございますので、今回やはりインパクトのあるような画期的な事業ということで考えた次第でございます。

あと漏れていないですか……

(「10年後は」の声あり)

○保健福祉子育て課長(宮崎弘光君) 失礼しました。10年後の目標でございますが、このまま継続して行って、10年後の目標としては60%を目指してございます。

以上でございます。

○8番(千葉圭一君) もう一点だけお聞かせください。この計画、商品券贈呈をやることで令和8年度実績が20%前後と変わらないということは、森町民の皆さんはこの商品券があるから特定健診に行くということではないというふうに判断した場合は、この計画自体を令和8年度でやめる、取り消すというふうに考えてよろしいでしょうか。

○保健福祉子育て課長(宮崎弘光君) お答えします。

来年度結果が出なかったからすぐやめるというようなことは今現時点では考えてございません。

○12番(東隆一君) 今の説明聞きまして、ちょっと疑問というか、ずっと今まで当初からいろいろ説明したとか、向上率を上げるためにいろんなことをやったのだと。やった結果20%しか上がらなかったのだと。なぜこの20%しか上がらないと、もっと上げるつもりでいたのでしょうかけれども、これがずっと推移していたと。今回それで商品券をやればもっと受診率が上がるのではないかというふうな判断されたと思うのですけれども、なぜ

これ20%しか上がらなかったのかという部分の検証が何かされたことはあるのでしょうか。何が原因でこのくらいまでしか上がらなかったのかと。それやらないで、またずっと上がらなかったから、上げるために今回こういうふうに商品券を配りましたよと。そうしたときに検証もしないでこのまんまずっとやったって、結局それが先ほど言ったような無駄なことになってしまうのではないのと。もっと方法として、検証もしないでこれをやるということはいかがなものかなと。そういう部分で、要するにやるというのでしたらやってもいいのですけれども、これはだから検証をきちっとしていたのかと、これに至るまで。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

過去集団健診等を実施した中でアンケート等を取らせていただいております。アンケートです。その結果を見ますと、受診できない方の理由としては忙しいだとか、あとはもう病院で血液検査嫌というほどやっているよと。そういうような方については、なかなか同じような検査だからやらないのだという意見もございますし、ただ何かにつけて理由をつけて健診を受けないというような傾向があるのは事実でございます。そういった中で、やはり今回ちょっと魅力のある事業ということで考えた次第でございます。

○12番（東 隆一君） いろいろ結局は行かない理由をアンケートの中では述べているということです。そうしたときに、どういうふうにそれを受診につなげていくかという部分を考えながら今回これをやったということによろしいのですか。これをやることによって必ず受診率が上がるのだというような解釈でよろしいのでしょうか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

これをやれば必ず受診率が上がるということはちょっと断言できないのですけれども、東議員おっしゃるとおり、いろいろやってなかなか成果が上がらない中で考えた事業ということで今回提案させていただいております。

○3番（高橋邦雄君） この事業は、対象年齢者に対して健康維持につながる事業だと思っています。告知方法ですが、これ国民健康保険の加入者なのですから、実情はがき等でその世帯には確実に届いています。対象者人数に対して20%という数字は、実はこの中にはもう既に病院にかかっている方も含まれている数字だと思っています。また、なぜ健診率が上がらないということなのですから、やはりこの対象者というのは元気であれば行かなくてもいい、問題ないという認識もあると思うのです。この対象者を増やしていく部分では健康に興味のある方、例えば対象年齢になって不安に思っている方が足を運ばれると思っています。今後中長期的にこの10年考えて健診率を増やしたいというのであれば、このポイント制も僕は有効なのかなと実は考えております。

ただ、このポイントに関して告知方法が従来どおりだと、まだ認識が一、二年は上がらない部分が出てくる可能性もあるので、その対象年齢の方に対しての告知方法をもう少し考えていかないと、この10年のスパンで健診率はちょっと上がるのは厳しいものだと思うのですけれども、その部分どうですか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、従来どおりの告知方法であればなかなか目に留まらないケースが考えられると思っております。ただ、今時点では様々な機会がございますので、それらを活用しながら、確実に対象者本人のところに情報が伝わるようなことを考えていきたいなと思っております。

○3番（高橋邦雄君） あと1点ですけれども、本来は保健センターで健診を受けるという形を取られているのですけれども、今後その部分で健診率の向上につなげるのであれば、これは可能かどうか分かりませんが、その地区、地区、例えばここから砂原は距離があります。健診車をどういう形でその地区に持っていくかというの考えながら今後いかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

高橋議員おっしゃるとおり、いろんなところでやれば足を運びやすいという部分もございます。ただ、今まで各地区で行ったこともございます。やはりそうすると近くの方が行きやすいという部分もありましてやったことはあるのですが、実はこの健診、集団健診の場合は業者のほうからバスを持ってきて、そこで実施すると。ただ、実施するに当たっては、やはり向こうも利益が出なければいけないという部分がございます、こういうところでやってほしいのだというお話ししても、そこでやるのだったらこれだけ人数集めてくださいというような話になってきます。そうすると、集められる人数にも限りがございます、なかなかその業者の方をお願いすることができないのも現状でございます。実際人数が減ってきた場所については、日数を減らせないかとかというのを逆に業者のほうから言われたりですとか、そういうような話もございまして、なかなかあちこちでやるができないような状況になっております。ということで、答弁になっているかどうかあれなのですけれども、現状としては今やっている保健センターだとか砂原地区だとかというような形で進めていきたいなと考えております。

○3番（高橋邦雄君） 地域、地区に持ってくるのが現状厳しいという状況なのですが、それだったら地域公共交通を使いながら、この健診に特化した輸送手段、これを考えていかなければ健診率はちょっと上がらないものだと思うのですが、その部分どうですか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

公共交通の部分については、まずそれが利用可能な状況なのか、空き状況ですとか、そういう健診自体が年に何回かというような形で特定した日にちになりますので、そういう日に、他の利用者もある状況ですので、その辺は担当課と協議していきたいなと考えております。

○2番（河野文彦君） 先ほど来答弁の中で現状の受診率が2割ほど、20%ほどだというようなお話だったのですけれども、残りの8割の方、今ほどいろいろお話出ているのですけれども、この診断は受けていないけれども、例えばいつも病院行っているとか、あと個人的に別な受けているよとか、そういう数字というのは把握しているのだろうか。要はこの受診率で2割しかない、2割しかない。残りの8割の方、別な方法だけれども、

しっかり健康管理はしているよというような実態的な部分は把握しているのだろうか。もしそれがどんとたくさんいて、それも含めて健康管理率というのか、そういうのがもう何割もあるよと、7割、8割とかもしあるようであれば、ここまでしなくていいのかなというふうに思う。言ってしまえば、こういう事業って最終手段だと思う。こういうことをしなくても本当は受診率上がってくればいいし、別な方法でもちゃんと健康管理しているよという状況になってくればいいのだと思うのですけれども、別な方法でも健康管理しているよというデータをある程度実態を把握しないと、単純にここの受診率だけ低い、低いと言っても駄目だと思うのです。そういうところの実態調査というか、そういう数字というのは担当課として把握しているのかということところがまず1点。

あと、これ1年目、2年目、3年目までこの贈呈があるわけですね。では、3年目以降、4年目、5年目もう贈呈金がなくなるから受けないとかってなってしまうたら本末転倒ですね。だから、そういう方が出ないように、ずっと受け続けてくれるようなまた何かが必要だと思うのです。ただ、僕は、何年にもわたって商品券を渡しますというのはどうかと思うのですけれども、だからこれは本当に最後の手段。だから、もうちょっと経費かけないで、同僚議員からもあったのだけれども、お金かけないで何か別な方法できなかったのという部分をちょっと考えてほしかったなというふうに思うのですけれども、まずいかがでしょう。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

河野議員おっしゃる8割の方、8割の方について把握しているのかどうかということなのですけれども、実際この方は毎回検査しているとか健康管理しっかりしているというような状況までは把握できていない状況でございます。ただ、そういう方の特定健診受診率向上のためにみなし健診というのを行ってございまして、町内の各医療機関にお願いして通常の血液検査では足りない部分、例えば腹囲の測定とか、そういうのをプラスすることによって特定健診とみなすというようなものもございまして、そういうのを町内の医療機関にお願いしながら、少しでも受診率向上のためにというようなことは今までもやっております。

あと、今回1年目、2年連続、3年連続ということで金額を上げていくような形を取らせていただいて、先ほど言っていた4年目、5年目については同額で考えてございます。4年目以降は皆さん5,000円という形になります、4年連続になった場合。そういうことで考えてございます。

あと、お金をかけずにほかにというような部分なのですけれども、やはり長年お金をかけずにPRだとか、いろんな事業で紹介したり、やってきた経緯もございまして、それでもなおかつ平成20年からずっと悪い状況が続いているというような状況でございまして、本当にもう上げるためにあと何すればいいのだというような状況もあった中でこの事業を考えたというような状況でございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○2番（河野文彦君） ごめんなさい。僕ちょっと事業の理解が間違っていたのです。3

年以上だから、4年目、5年目もずっと継続していれば5,000円がずっともらえるということなのですね。すごいサービスですね。では、これ例えば今全対象者が二千何人ぐらいでしたっけ。2,500人。その方がもしずっと3年以上の状態になったら、1人5,000円だとすごい金額です。そこまで想定してこの事業を組み立てたのだろうか。それこそ財政大丈夫なのというふうにちょっと心配になってくるのですけれども、どうでしょう。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

何人受けるかという部分なのですけれども、昨年度末現在で対象者が2,594人いらっしゃったのですけれども、その方が全部受けるということは現時点では考えてございません。1先ほど目標としては10年後60%を目指しますというようなこととお話しさせていただいたのですけれども、その費用の部分で60%、徐々に上がって60%に到達した場合は約7,000万経費がかかるということを見込んでございます。この財源につきましては、こちら資料のほうに記載してございますが、国民健康保険事業基金繰入金ということで基金のほうを活用する予定をしております。その基金なのですけれども、現時点で約1億5,000万ほど基金がございまして、行く行くはこの基金の使い道という部分ではこういう保健事業でしか使えないというような状況が待っているという状況の中で、この基金を活用して何とか健康づくりにも役立てていきたいということで今回提案させていただいております。

○7番（斉藤優香君） 令和7年度にはこの健康保険の健診受けた負担率をゼロにしたと思うのです、受診の。それによって受診率が上がったのかどうかというのと、あと現在も受診率が低いためペナルティーがあるのかを教えてください。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

今回提案させていただいている部分は、特定健診と特定保健指導の受診者、対象者への特典ということでご説明させていただいておりますが、先ほど議員のご質問にあった無料にした部分、この特定健診以外のがん検診ですとか、そういう部分を無料化したものでございます。ただ、それによって、その他の検診を無料にしたことによって同時に受けられるこの特定健診が伸びているかどうかという部分については、何とか現状維持というような状況なので、恐らく今年度も大体20%前後になるのかなというふうに今のところ予想しております。

○7番（斉藤優香君） ペナルティーは。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 失礼しました。ペナルティーは、今なくなっております。いつからというのは、ちょっと今手持ち資料ないのですけれども、今はない状況です。

○7番（斉藤優香君） あと、特定保健指導の対象となった方は指導が入るってなっておりますけれども、これはどこでどういう方が指導して、その改善目標というのはどういうふうにして達成というのを確認するのかということと、受診者のうち保健指導対象者の割合というのはどれぐらいでしょうか。

○保健福祉子育て課長補佐（岩井理奈君） お答えいたします。

保健指導の対象者へのまず指導者は誰かというところは、保健センターの保健師のほうで対象者に指導しております。

対象となる方は健診受診者の約10%で、健診の目標は令和6年度から具体的にマイナス2センチ、マイナス2キロという細かいところを設定して3か月後、半年後とかに、対象が動機づけと積極的の支援者でちょっと期間も変わるのですけれども、その方々へ期間を見て電話だったり、お手紙だったり、最終的には面談などして確認を取っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君）　これが保健師さんやっていただくということで、多くの方がこの3,000円ということになった場合、保健師の仕事の量がかなり増えてしまうのではないかなという懸念があるのですけれども、その辺は大丈夫と思ってこういう形で達成したらということになるのでしょうか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君）　お答えいたします。

先ほど対象者が10%程度ということでお答えしたと思います。これ継続的に実施することによって、目標としてはその10%の半分の方に達成していただきたいなと思っております。その達成者が増えることによって、今度は対象者が減ってくるというふうに私どもは考えてございます。当然やっていけば健康になっていくというふうに、それが最終目標でございまして、やはり健康になっていただいて、保健指導の対象になる方が減っていけばいいなというふうに考えておりますので、どんどん、どんどん増えていくということは今現在は考えてございません。

○5番（山田 誠君）　1点だけ、これ国保会計、74歳ということなのだけれども、私は75歳以上、これ当然後期高齢者広域連合の関係になるのだけれども、そういうところでもこういうものをやるという感覚は単独町村でも可能なのか、それとも広域連合だから連合で事業を組まないといけないのか、その辺もし分かるのであれば答えてほしいし、もし広域であるからそれは単独ではできないよということであれば、森町から要請して75歳以上の方も受けさせてもらいたいというようなことを進めていただければ医療費の軽減にもつながるだろうし、医療の確保にもつながると思うのだけれども、その辺どう考えていますか。

○議長（木村俊広君）　暫時休憩します。

休憩　午前10時31分

再開　午前10時31分

○議長（木村俊広君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、75歳以上の方も健診を受けることによって健康につながるということで、どんどん健診を受けていただきたいというのはやまやまなのですけれども、今

回国保の加入者に限って実施する財源なのですけれども、今その基金があるということで、それを財源に行おうとしております。これ対象者を国保以外の方まで広げた場合は、やはりその部分というのは町の一般財源という形で行わなければならないと、町が独自にやろうとした場合は。あと、後期高齢者の広域連合が保険者としてやるのだということであれば、当然そちらのほうで財源を確保するような形になるうかと思えます。町の部分、町独自でやる部分も広域連合でやる部分についてもやはり財源の部分かなり相談が、相談というか、協議が必要になると思えますので、その辺はこれから財政部局とも協議しながら検討が必要かなと考えております。あと、広域連合のほうで、やはり健康づくりのためなので、意見を言う場面があれば伝えていきたいなと思えます。

○5番（山田 誠君） 課長も知っているように、今マスコミ等々でも後期高齢者の医療負担を1割なくして2割、3割にするということだから、それでなくても老人の場合は所得がないのに医療費を高く取られるということは大変なことなのだ。その前に手を打たねばならないということになれば、広域連合のほうでもその部分を含めて何かの会合あったら要求していただきたいなと。それと、逆に今課長言ったように町のほうで負担しなければならぬというけれども、年寄りであろうが、赤ちゃんであろうが、森町の人口1人交付税計算すると大体30万前後になるわけだ。1人30万だ、年間。これ1人死亡するとなくなるわけです。だから、それだけ貴重な人材になるわけだから、一般会計から使ったってそれは構わないと思うのだ。そんなにかかるわけでもないのですから。その辺も含めて総合的に、今答え出してもらわなくてもいいけれども、そういうことをやれるようなスタイルを構築していくというような方法でやっていただければなと、私そう思っているのです。いかがですか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたけれども、やはり広域連合での実施については機会を見つけて訴えていきたいなと考えております。

あと、交付税の部分でございますけれども、議員おっしゃるとおり、やはり健康で長生きするというのはとてもいいことだと考えておりますので、この健診事業をどんどん健診を受けてくださるようにならぬ方法を探しながら進めていきたいなと考えております。

○6番（野口周治君） 2点お尋ねします。1つ目です。予算規模として、最大値で7,000万円ぐらいを想定していると。その片方で同じお金に置き換えたら効果という考え方があると思うのです。例えば医療費が減るよねと、そういう負担が減るよねと。これは、本当は疫学調査とかいろんな調査が必要ですが、想定としてどういうイメージで考えているか。医療費がこのくらい減るだろう、だから出ていく一方ではありませんよという議論があったのではないかと想像してお尋ねします。

それから、2つ目、ここでは健診と保健指導ですけれども、もう一つ、健康づくりもあります。そちらのほうについては今回検討をしたのか、これからどう考えようとしている

のかということをお教えください。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この7,000万円を使って実施した場合の効果についてですけれども、具体的な効果額として何が幾ら削減できるだとか、そういうようなところまではちょっと検証ができていない状況ですけれども、基本的には健診を受ける方が増えることによって疾病の早期発見という部分では効果があるというふうに考えておりますので、それによって疾病が早く見つかりと医療費がやっぱり安くなると。重症化してからだと高額な医療費がかかると。それに早期で発見して少ない医療費で済むことによって、これ森町だけがやっても急激に効果が出るというものではございませんけれども、これが北海道全体で医療費が下がってきますとやはりそれに必要な保険税、国民健康保険税を下げるができるというような原理になってございます。なので、行く行くはやはり保険税を抑えることもできるような、そういう事業だというふうに考えております。

健康づくりという部分でございますけれども、今回国保に特化したような形で検討をさせていただいております。なので、町全体の部分ということでは詳しい協議はしていないような状況でございます。

○議長（木村俊広君） 以上で特定健診・特定保健指導実施推進事業（とくもり健診事業）についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、9、保健福祉子育て課、さくらの園の関係の議題に入ります。

統合推進人材の任用・統合コンサル業務委託についてを議題とします。

○さくらの園総務係長（西崎 守君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。特別養護老人ホームの統合に係る統合推進人材についての説明資料でございます。1番、概要ですが、森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さわら福社会が運営するシャリテさわら及びシャリテの森を統合し、森町における今後の高齢者福祉の安定的かつ効率的な運営体制の構築を図ることを目的としております。当該職員については令和7年12月より任用しており、さくらの園統合推進係員として両施設間及び町とさわら福社会との調整、関係者対応等の業務を行っていただくため継続して任用しようとしているものです。

2番、任用目的ですが、1、さくらの園とシャリテさわらの統合を推進し、円滑に進めること、2、シャリテさわらの健全経営を支援すること、3、シャリテさわらの運営状況等の詳細を把握し、統合を進めることです。

3番、業務内容ですが、1、統合準備に係る全体進行管理支援、2、町、さくらの園、さわら福祉会、シャリテさわら、シャリテの森及び関係部署等との調整窓口、3、さわら福祉会の組織、人事制度の統合支援、4、さわら福祉会の財務、予算調整に関する事務支援、5、入所者及び家族への説明支援、6、統合後の運営方針策定支援、書類、規程等整理支援、7、そのほか町が必要と認める関連事項としております。

4番、任用予定日でございますが、令和8年4月1日を予定しております。

5番、雇用形態についてですが、フルタイムでの会計年度任用職員としております。

給与額等についてご説明いたします。上段右側、歳出予定額を御覧ください。統合推進人材における人件費について給与月額55万円、12か月分として660万円、職員手当における通勤手当は27万4,000円、共済費は314万2,000円、合計1,001万6,000円を計上しております。

2ページを御覧ください。6、経歴等ですが、こちらは医療、介護施設のみ抜粋して掲載させていただきましたので、ご参照いただければと思います。特別養護老人ホームに限らず各種介護福祉施設で様々な業務を担当し、また特別養護老人ホームの合併に携わった経緯もあることから、今回の統合に際しても大役を担っていただける経験のある方であります。

次に、3ページを御覧ください。特別養護老人ホーム経営統合実施支援コンサルティング業務委託の説明資料でございます。上段の歳出でございますが、委託料として462万円を計上しております。

1番、提案理由ですが、森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さわら福祉会が運営するシャリテさわら及びシャリテの森の経営統合に際し、令和7年度に実施した経営統合コンサルティング業務の成果品等を基に経営統合に係るスケジュールの調整や再立案、書類等の作成補助等を行い、令和9年度の供用開始に向けた支援を行うことを目的としております。

2番、業務内容ですが、1、経営統合及び行政手続支援、2、人事、給与、就業規則統合支援、3、経営統合実施に係るサポート、4、そのほか経営統合実施に必要と認められる事項に関する関連事務としております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○6番（野口周治君） 2点お尋ねをします。まず、経営統合人材ですが、12月から来られていると認識していますが、昨日までの間でどういう成果があったのか。この質問の意味は、先日の特別委員会でいろんな質疑がありました。その中で、外ではなくて自ら主体的に町及び2つの施設が考えるべきことができているのか、いないのかという質問、議論がありましたが、専門家が中に入ってやってきて一体何を生み出したのか。今どうしようとしているのかということにつながるものです。そういう視点でお答えをお願いしたい。

それから、2つ目ですが、経営コンサルタント、外でチェックをしてもらって、自ら考えること以外に問題はないのか、あるいは町及び2つの施設として考えたことの整合性は

あるのかななどを専門家としてチェックしてもらう意味では大変大事なことです、前提は主体的に考えることですが、現在アウトプットが出てくる直前のはずです。通常私の認識では、こういうものを出そうとしていますというドラフトを見せてもらって、若干の調整なりをするというのが私が経験してきたコンサルタントとのやり取りですが、今現在どうというアウトプットが来て、それに対してどういう回答をしているのか。というのは、この中身によっては継続して頼んでいいかどうかに関わるからです。よろしくお願ひします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時52分

○議長（木村俊広君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） 申し訳ありません。今日担当課長のほうがお出席できずに、本当に申し訳なく思っております。今日まず皆様方からご質問を全部受けてお預かりして、それまた予算委員会始まる前に全員協議会ご参集いただいて、そこのところでしっかりとご回答をさせていただきたいと思ひますので、今日はよろしくお願ひいたします。

○7番（斉藤優香君） 先日特別委員会で様々な資料の要求があったと思うのです、議会のほうから。今回の中にも何もなくて、このまま私たちが資料がないままというのは駄目だと思いますので、ぜひ特別委員会で各議員から言われた資料は提出していただきたいと思ひのと、あとこの経歴、2ページの経歴なのですけれども、これ終わっていないのですよね。退職されているのかどうかというの、社会福祉法人にまだ在籍したままなのかということも分からない。先ほどの係長のお話でも医療とか介護施設のみ抜粋なのですけれども、ほかにもあるのかということも併せて資料として出していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

先日の調査特別委員会でいろいろご提案されている資料等については、可能な限り用意して提出したいというふうにお願ひしております。

ちょっと全てお答えできるあれではないのですが、現在の統合推進人材の菊池さんについてですけれども、履歴書の履歴が途中で止まっているということですが、今こちらのほうに昨年12月1日任用開始しておりますけれども、それ以前に町外の社会福祉法人については既に退職しておりますので、その辺についてだけちょっとご回答させていただきます。

○13番（松田兼宗君） ページでいうと1ページで書いている中身でちょっと確認したいのですが、これどうも任用目的がシャリテさわらに関する調査というか、経営状況の把握とか、そういうようなことが書いているのだけれども、さくらの園自体はやらないのですか。対象外ということ。さくらの園自体をきちっと調査なり、運営状況なりを把握しても

らうのが先決なのではないですか、吸収する側のほうが。それが何か落ちているのかなと思っ  
ているのだけれども、その辺どうなのでしょう。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、統合推進人材の任用に当たっては、今回社会福祉法人のさわら福祉会、シャリテ  
さわらと統合するに当たって、財政面のことはもちろんですけれども、施設の中の職員の  
配置であったり、いろんな部分についてやはり私たち職員が常駐してそちらの施設で内情  
を把握するということが困難であるので、外部からの人材を登用してやっているというこ  
とであります。当然その財務の部分についてもそちらのほう見ていただいているのですけ  
れども、どちらかというとなら財政面というよりは必要な加算がきちんと取れているのかです  
とか、そういった部分について、その運営の中でやっている部分について重きを置いて今  
やっ  
ていただいているというところでございます。当然シャリテさわらのほうの財政につ  
いては、今財政シミュレーションをやっ  
て、財務の中身についてチェックしております。  
今現状詳細に私たちのさくらの園のほうについて何かビズアップのほうでということでは  
ないのですけれども、統合にするに当たってはさくらの園の財政面とさわら福祉会の財政  
面、これを今度1つの財布にするわけですから、当然さくらの園の財政についてもきちん  
とその分調査していただい  
てやっ  
ていくということについてはやっ  
ていきたいというふう  
に考えております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 答弁としてはやるのだという言い方しているけれども、この概要  
の中に今後の高齢者福祉の安定的かつ効率的運営体制の構築を図ることを目的とするので  
す。それなのに、さくらの園本体の一切調査が書かれていないことがおかしい話で、これ  
は当然追加されるべきだと思  
うのですけれども、いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） すみません。その辺についても園長のほうに申し送りして、  
後日開催されるであろう全員協議会のところについてその辺についてきちんと答弁するよ  
うに申し伝えておきたいと思  
いますので、よろしくお願  
いいたします。

○2番（河野文彦君） もし今手元に資料なかったら後で教えていただきたいのですけれ  
ども、共済費ありますよね、314万2,000円。これの内訳を知りたいのです。僕たち民間人  
とシステムが違うのかもしれないのですけれども、言っ  
てしまえば要は僕の感覚でいけば  
この中の例えば健康保険分が幾らとか、あと年金共済なのか、そういうものが幾らとか、  
その内訳を知りたいのです。今手元になかったら後  
でもいいので、お願  
いします。

あと、もう一点、この会計年度職員の方、言ってしまうともうコンサルティングをずっとわりわいてきたプロの方ですね。だから、もう町の職員なわけですから、この方が例えばこの場だとか特別委員会だとかに出席してもらうことというのは不可能なのですか。直接何か僕たちとお話というか、質疑というか、そういうことはできないのかどうかというのもよろしくをお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 共済費の内訳についてですが、まずいわゆる健康保険部分の保険料の事業者負担分、それと年金に相当する部分の事業者負担分、それと雇用保険と、うちの退職手当組合制度については会計年度任用職員については任用2年目から退職手当組合の負担金が発生するというので、2年目になると遡って任用日からの負担金が徴収されますので、厳密に言うと1年と4か月分の負担金をここに計上しています。今詳しい各共済費の科目の金額については手元の資料ちょっとございませんので、それは後ほどお調べした上で金額をご提示したいというふうに考えております。

また、統合推進人材の会計年度任用職員の例えば議会全員協議会であったり、調査特別委員会の出席については、今後事務局とちょっと調整しながら、出席可能なものかどうか調整しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） それでは、後日この件に関しては改めて開会するというご理解よろしくお願いいたしまして、統合推進人材の任用・統合コンサル業務委託についてを終わります。

次に、社会福祉法人財政支援補助金についてを議題とします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） それでは、社会福祉法人財政支援補助金についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、1ページを御覧願います。提案理由であります、森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さわら福社会が運営するシャリテさわら及びシャリテの森統合までの間、介護難民を出さないことが必須であり、当該法人の経営継続が必要不可欠であることから、令和7年度に引き続き財政支援補助を行うものです。財政支援額については9,540万円で、議会3月会議に予算を上程するものでございます。

3ページから14ページにさわら福社会福社会、シャリテさわらの令和8年度4月から3月までの資金収支見込み一覧表を添付しております。各月において資金がショートする前に財政支援を行った場合、4月から3月までの財政支援額の合計が9,540万円となります。

なお、令和8年10月27日にさわら福社会から要望を受けました令和8年度運営費補助要望額は9,700万円でありましたが、さわら福社会で算定した要望額はキャッシュフローにおいて各月で資金がショートする前に最低限施設運営できる財政支援額を算定し、各月の財政支援額を積み上げたトータルの財政支援額に加えて、施設修繕など突発的に発生する経

費を160万円見込み、財政支援額合計9,700万円の要望がありました。さわら福社会からの要望額9,700万円に対しまして9,540万円が町として算定した財政支援額となります。

次に、予算計上額が増加した要因といたしましては、予算作成時点の平均稼働率が85%前後で推移していたため、稼働率を90%として介護報酬に係る収入額を計算したためであり、稼働率を92%で計算した令和7年度の見込みと比較して約1,450万円の収入減となっております。また、支出額の増加要因といたしましては、昨今の物価高騰の影響を鑑み、毎月発生する各業者への支払い額について2%の増加を見込んだことにより、支払い額については約400万円増加してございます。

財政支援補助金については、ショートするタイミングや金額を精査しながら四半期ごとに支出する予定で考えており、必要最小限の補助金支出を考えております。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○8番（千葉圭一君） 確認なのですが、この間特別委員会で私が質問した内容については、後日お答えしていただけるということによろしいでしょうか。何言ったかっていいますと、この計画と今年度、令和7年度と比べると、経費が約1,400万令和7年度よりは増えていると、支出が。収入が約1,400万ぐらい落ちているというこの原因はちゃんと明確にしてあるのでしょうかという質問だったのです。でも、今のお答えだと支出が増えている理由が毎月の業者への支払いの金額が400万ほど増えているということだったのですけれども、そうすると約1,000万ぐらいはまだ見えていないということになります。ちゃんと試算してもらいたいなというのと、それと今入居率というのですか、稼働率というのですか、90%とか、令和7年度は92%で計算しているなら令和8年度は92%以上で本来は組む努力をしなくてはならないのではないのですか。そういったことを踏まえて、普通要望書を出してくるのではないですか。これ下がりますからこれだけの金額になりますというのはちょっとおかしくないですかというのが1つ。

それと、これは特別委員会で別の委員の方から出たお話なのですが、今現状シャリテさわら50床、では残りの29床と、もう一つ10床たしか残っているはずなのですが、それもフル活動して何とか赤字幅を圧縮するという努力はどうなのでしょう。これできないのですかという質問をたしか別の委員が話ししていましたが、それも後日お答えしていただけるのかどうか、併せてお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時09分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、1点目の歳入歳出の歳入の減っている部分、歳出の増えている部分、これは今後開催予定の全員協議会になろうかと思えますけれども、そちらのほうで再度ご説明させていただきたいと思えます。

あと、当時80%、予算作成時点ですけれども、10月くらい、その当時85%前後で推移していた。当然努力はしていただかなければならないのですけれども、ある程度入所者が入った状態でもやはり入院だとか、そういう部分で、入院者がかなり多かったのも現状としてございまして、そういう状況もございまして。今回努力目標的な、さらに92%より多く見込んで予算を作成というご意見ですけれども、そこについてはやはり予算を作成する上で歳出に見合う歳入を確保しなければならないということを考えますと、そこで無理な数字と言ったらあれなのですけれども、確実に歳入で入ってこない金額を計上して予算不足を起こすというような状況も考えられますので、ある程度実情に合った予算、歳入の見込みを立てていただいて、いただいてというか、歳入を見込んで要望が上がってきてございます。そういう意味で、うちのほうとしてもやはりそこは不足させるわけにはいかないので、それを参考にこの財政支援額を予算要求していたというような状況でございます。

あと、今後は、先ほどの説明にもあったのですけれども、今後のシャリテさわらの運営の部分に関しましては、先月あたりから満床になっているというような状況もございまして、今後やはり補助金を支出する中で、予算を議決いただいた際には来年度補助金を支出していく中でこの50床満床状態を維持できるように指導しながら、少しでも補助金支出を抑えながら進めていきたいと考えております。

あと、シャリテの森の部分で29床プラス10床あるのではないかという部分でございまして、これは入居の部分で29床、10床というのはショートステイの部分でございまして、これについては統合後どのような形で運営するのがよいのかと今検討しているさなかだと思っておりますので、それについては今後検討していきたいと考えております。

○8番（千葉圭一君） 2番目の質問の答えに対してなのですが、シャリテの森も統合するということですよ、要するに。ということは、同じ補填するのだったら、シャリテの森も稼働させるように努力すべきではないですか。さくらの園と統合してシャリテの森の29床を使わないというのなら別ですけれども、統合して29床も使うわけですから、それも統合する前から使わせればいいのではないですか。もしあれだったら、うまく言えないのですけれども、例えばさくらの園の入居者さんがいいよと言ってくれれば、そのままさくらの園の29床に先にお入れするということはできないのですか。ちょっと分かりませんけれども。

それと、もう一点、ショートステイの10床なのですけれども、これも今ショートステイというのは基本的にほかの介護施設でもほとんど利用されている方が少ないのだそうです。そういう実情も踏まえて、今後ショートステイをしている空き部屋をもっと有効利用できるようにぜひ検討していただきたいということです。お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） ただいまのご質問でございますけれども、これ補助金というよりは統合絡みのご質問でございますので、これにつきましても、大変申し訳ないのですが、またお預かりして次回お答えできるように準備させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○7番（斉藤優香君） そうなりますと、スケジュール的にコンサルの報告書が2月20日の締切りで提出されると思うのです、中間が。それは、私たちまた次の委員会のために、以前にもらうことができる資料になりますでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

そのシミュレーション結果につきまして、ちょっとあれなのですけれども、最終的にそれらを含めたきちんとした成果品というのは3月の中旬になります。あくまでも今の段階で仮に3月5日になるのかな、の予算委員会で審議するとなると、完全版というよりどちらかという速報的なものをご提示して、そんなに多分数字大きくずれたりとかということはないと思っておりますけれども、そういったものを速やかに提出して、それでちょっと内容をご検討いただくということで考えております。

以上でございます。

○7番（斉藤優香君） ということは、それは2月20日以降見ることはできない、3月16日までは見ることはできなくて、私たちの今後の予算の参考にはならないということになりますか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

数字的な部分については、当然2月20日に1回目の原稿提出された後、私たちのほうで速やかにチェックさせていただいて、数字的な部分の間違ひはないようなものにしてご提示させていただきたいと思っております。ただ、今回の委託業務全般の最終的な成果品ということになってきますと、3月16日が業務の最終の日になっておりますので、申し訳ありませんが、その最終的な成果品というのは3月議会中にはお示しすることはできないというスケジュールになっております。

以上でございます。

○5番（山田 誠君） ちょっと確認したいのだけれども、今の財政推進補助の部分で9,540万やと思うのだけれども、シャリテから出た資金収支の見込みの一覧表、これどこで精査したの。ちゃんときちんと中精査したのですか。というのは、これ素人見てもおかしいというものは、例えば8年の7月の電気料見てごらん。60万になっているわけです。それで、8月が80万だ。9月が85万、そして10月が65万になる。あちこち20万も25万も上がっ

たり、下がったりしているわけ。こういうことってあり得る。何かこれおかしくないですか。大体11月も冬になるのに78万しかない。12月が90万、1月が110万だ。これ素人見たっておかしくないか。だから、ちゃんときちっと中身精査して、さきにやったように9,700万が200万、100万減ったよってなっていますけれども、これちゃんときちっと中精査してやったのかどうか、それをちょっと確認したい。それでないと、適当なものでやったら大変だ、これ。これからせつかく統合して、地域の介護の施設を充実させるってやっているのだから、そういうことも踏まえた上できちんとやっていただかないと、やってからこうこうだったといったって困るのです。その辺いかがですか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

内容の精査についてでございますけれども、この予算の中身については、例えば各業者への支払いなどについては昨年度の実績を全部出させて、その金額が適正かどうかという部分については精査してございます。ただ、こういう電気代だとか、そういう部分は前年実績に基づいて作成しているというお話を伺っているので、その部分はそういうことだと思っております。ただ、議員おっしゃるとおり、しっかりと精査が必要だと思いますので、この後も確認をしたいと考えております。

○5番（山田 誠君） これからの対応的なものもありますので、これ間違えましたでは済まないから、やっぱりきちっと精査した上ではっきりしたものの数字を出していただかないと審議にも入れない、そういう状況になりますので、その辺を十分熟慮した上で対応していただきたいなということでございます。いいですか。

○13番（松田兼宗君） 今の絡みで、山田委員のほうの絡みで言うといいかげんなわけですね。精査していない書類を出して、この予算上程すること自体おかしくないですかと思うのだけれども、それは質問ではないのですが、シャリテさわらのほうに関して今満床状態という話になっています。そしたら、稼働率上がっているわけですね。だから、収入が増えるわけですね。それは、満床にするだけの稼働率上げている理由というのは、さくらの園から人を異動させているわけでしょう。この前の話だとそういうふう在接受しているのだけれども、とすればさくらの園自体の稼働率が下がるわけですね。その分どうやって見ているのですか。シャリテさわら自体の運営状況ではなくて、さくらの園自体の運営状況が悪くなっているということなのですか、それは。その辺考慮しているのだろうか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） ちょっと詳細な分析は別として、大枠でのお話をさせていただきたいと思います。

令和8年度の介護サービス特会のサービス収入については、稼働率95%の収入で予算を計上しております。ただ、今、先ほどあったとおり、シャリテさわらのほうを稼働率を上げるのにさくらの園のほうの入所希望の方をそちらのほうで入所していただいているということで、この状況を続けますとさくらの園の稼働率は下がっていきます。当初予算が今95%の稼働率で見えていますので、これがだんだん稼働率が下がってくれば収入がその分落ちていきますので、いずれかのタイミングでさらに繰出金をさくらの園に出さないと運営できない状況になっていきます。その金額が幾らなのか、その時期がいつなのかということについては、ちょっと今詳細に申し上げることはできませんけれども、大枠としてはそういう状況に令和8年度はなろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 皆さんにお諮りしたいのですけれども、なかなか明快な答えが引き出せない状況になっているということで、皆さんのほうから改めて質問を何かしらの形でもらうという形で、今日はこの件についてはこれで閉じたいと思うのですけれども、どうでしょうか。よろしいですか。

○13番（松田兼宗君） コンサルタントの最終報告が3月中旬、議会終わった後なのです。そして、今回のさくらの園とシャリテの統合部分に関して、さくらの園に関しての一切分析していないのです。そういう状態で9,500万で上程すること自体おかしいのではないですか。中身全然分かっていない。多分担当者のほうに聞いたとしても説明できないのではないかと私は思うのだけれども、これ取り下げるといふこと考えないのですか、9,500万。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午後1時29分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に保健福祉子育て課、さくらの園関係の今後の取り進め方について議会運営委員会が開催されました。山田議会運営委員長より報告がありました。この内容について関議会議務局長より説明をお願いします。

○議会事務局長（関 孝憲君） すみません、私のほうからご説明させていただきます。

先ほど午前中でありましたが、議会運営委員会を開催させていただきました。その結果であります。今回の一連の資料等を2月26日、来週でございますけれども、27日に町側より提出いただきまして、議員皆様にお示しした上で3月2日、本会議終了後になりますけれども、再度全員協議会を開催することで確認を取りましたので、お知らせいたします。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいま関局長から説明がございましたとお取り進めさせてい

いただきますので、よろしく願いいたします。よろしいですね。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) それでは、以上で社会福祉法人財政支援補助金についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10、住民生活課関係の議題に入ります。

猫の不妊去勢手術費補助金についてを議題とします。

阿部住民生活課長、説明願います。

○住民生活課長(阿部泰之君) それでは、猫の不妊去勢手術費補助金事業について説明いたします。

資料に沿って説明いたしますので、ご参照ください。当該事業の目的につきましては、猫の不妊または去勢手術を奨励することで飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図ることを目的としています。

事業概要につきましては、飼い主のいない猫及び多頭飼育崩壊と認められる猫に不妊去勢手術を行った際の手術費の一部を予算の範囲内において補助いたします。

当該事業の対象者は、森町に住所を有する2人以上で構成され、かつ代表者を定めるグループ、ただし同一世帯のみでのグループは対象外とします。

続きまして、補助の金額は、雌で上限1万3,000円、雄で上限1万円とします。ただし、補助対象経費が上限を下回った場合は補助対象経費として支払った額を補助金額とします。

補助対象経費は、手術代、耳のカット代、獣医師の出張、往診代とします。

補助期間は、令和8年度から10年までの3年間とします。

申請の手続としましては、猫の不妊去勢手術を予定しているグループが①の補助金交付申請兼誓約書を提出してもらい、その書類を森町が審査をして、②の補助金交付決定を交付いたします。その後、実際にあるグループが③の不妊去勢手術を実施して、④の実績報告書を提出してもらい、再度町が審査をして、⑤の補助金額の確定交付を行います。その後⑥の補助金請求書を提出してもらい、⑦の補助金を支払うという流れになっております。そのため、②の補助金交付決定前に手術を行った場合は対象外としております。

説明は以上です。

○議長(木村俊広君) ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番(高橋邦雄君) 今回の事業は基金繰入金ということなのですが、事業概要

として飼い主のいない猫、これは理解できるのですけれども、多頭飼育の場合これを申請するのは多頭飼育された飼い主さんがこの団体に申請するのか、町のほうに申請をするのか。また、どういうふうに多頭飼いと確認していくのか、詳細が分かればいいのですけれども。

あと、これは令和10年まで3か年とするのですが、飼い主のいない猫というのはこの森町全体でどれだけの数量というのは把握はできていないと思うのです。この3か年でどれぐらいの成果を上げられるというところちょっと予測はできない部分なので、これを中長期にやれとは言わないのですけれども、3か年として今回やる事業なのですけれども、今後3か年以上でやっぱりやらなくてはいけないというような環境になる場合、これをもうちょっと見直しも必要ですし、まず例えばこのグループの中にどのような形で、この飼い主のいない猫というのを捕らえて、確保して去勢をしていくのかという、どのような感じでの団体さんから聞き入れているのかということです。

あと、耳のカット代というのは、要は去勢した場合図になると思いますので、これは必要性はすごく高いと思うのですけれども、その部分、飼い主のいない猫という対象としてどういうように確保して去勢していくのか、具体的に中身を聞いていたら今ここで説明してください。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

何点かあったと思うのですけれども、まず最初に多頭飼育のときの申請を誰がするのかという質問だと思うのですけれども、こちらに説明あったとおり対象のグループになります。なので、例えば多頭飼育になった人が誰かと組んでやるのもいいですし、あと多頭飼育している方がある団体に頼んで、それで申請してもらおうという方法でも構わないと思っております。

続きまして、3か年の関係ですけれども、こちらのほうまず3か年やってみて状況を確認したいと思います。よくなったのか、大してあんまり変わらないのか、状況が悪くなっているのかというのを3年間取りあえず検討して、その後継続していくのか、事業の中身を変えていくのか、やめるのかというのを判断していきたいなと思っております。

また、どのように確保するのかという点については、団体の方が昨年もやっているのですけれども、ある程度、多分二、三日なり、ちょっと餌づけしてからでないと思えないと捕獲のほうはできないと思っています。ある程度餌づけして、ならした後に捕獲するというふうに聞いております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 多頭飼育ですけれども、これはあくまでも多頭飼育の崩壊なのです。崩壊というのは誰がきちんと認識して、飼育者がこういうような状況だから、もう飼育できないというような言葉出ると思うのですけれども、きちっとその多頭飼育崩壊に当たる線引きというのが動物愛護法であるはずなので、そこをきちっと理解しながら申請を受けてやっていかないと、例えば多頭飼育となれば5匹以上とか10とか、そういう数字が

出てくるのですけれども、崩壊に当たる理解と線引きをきちっと持っていかないと、ただいっぱいいるから去勢してほしいって、どんどん増えますから、繁殖して増えていきますから、そういう部分もきちっと明確にしていかないと、この事業そのものもいい方向に向かわないと思いますので、その部分もきちんと団体さんと協議しながら進めていかなければならないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

多頭飼育の判断につきましては町でする予定です。多頭飼育の場合、どうぶつ基金という団体がありまして、そちらのほうで申請すると手術費用が無償になります。そういうのもどうぶつ基金のほうですと多頭飼育に該当するのか、しないのかというのは厳しい書類のチェックがありますので、そちらのほう等も加味しながら町のほうで最終的に判断していきたいと思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 飼い主のいない猫とか多頭飼育が崩壊しているというのをどうやって判断するのがちょっといまちびんと分からないのです。というのは、猫を屋内で外に出さないように飼っている方もいますけれども、結構放し飼いというか、自由に外歩かせてちゃんと飼育しているという方も多々いると思うのです。そうやって責任持って、責任持って放し飼いというのもあれだけれども、飼い猫だよと、ただ自由に外を歩かせているよというのを誰かがこれはもう野良だと、飼い主がいない、ましてやどの猫が多頭飼育されていて崩壊しているか誰がどういうふう判断するのだろうと思って。というのは、ちょっと心配なのは、ちゃんと飼っているよと、でも放し飼いにしていると。うちの猫、外行って帰ってきたら去勢手術されて帰ってきたのだけれども、どういうことというようなことが起きたら、これまた大変なことになると思うのです。それが器物破損になるのかちょっと詳しくは分からないのですけれども。だから、この判断というのは物すごく難しいと思うのです。だから、そこをどういうふうにするのかというところがまず1点。

確かに野良猫は僕もいろいろ困ったものだななんていう話を聞いているのですけれども、この去勢というのは猫にとって駆除の一步手前ぐらいきつい処置なのだけれども、こうなる前というか、ほかにやったのだろうか、やれること。そういう例えば無責任に餌だけ与えて、あと何もしないと、そういうことをしないでくださいなんてよく何度も広報には載っていますけれども、それだけでは駄目なのです。だから、例えばそういう無責任な飼い方をしてはいけませんみたいな町の条例を定めるとか、極端に言えばそれに罰則もつけるとか、そういうソフト的な部分も積み重ねて、最後の手段としてハード的なこういう処置に進むことになっているのであれば致し方ないと思うのですけれども、ここに至るまでにどういった取組をしてきて、残念ながら効果がないから最後にここに至ったというようなちょっと説明をしていただけたらなと思います。それが2つ目。

3つ目に、僕の理解の仕方が間違っていたら申し訳ないのですけれども、補助経費を下回った場合は補助した金額はそのまま補助金として出しますよということなのだ。これ何

頭を去勢するからこの金額というような出し方かと思うのですが、年度によっては例えば今年100匹やります。これぐらい補助申請します。分かりました。出しました。実は、お医者さん忙しくて来れないから、100の予定だったのに5しかできませんでした。でも、それは補助金そのまま出してしまうということなのか、違うのかな。ちょっと分からないので、聞くので、そこをどういうことなのか教えていただけたらと。この3つお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目が多頭飼育の関係だと思えます。こちらは、先ほども説明したとおり、多頭飼育崩壊の場合どうぶつ基金のほうに申請すると無償のチケットが出ます。ただ、そのときに無償になる条件としましては、きちっと現在の住んでいる状況、猫の状況、そういったものをいろいろ加味してどうぶつ基金のほうも審査いたします。当然それには町も関わってくるのですけれども、そういったもので多頭飼育という判断はしていきます。

あと、飼い猫、飼い主のいない猫の判断については非常に難しいものがあると思えます。議員のおっしゃるとおり、外で飼っていて、いや、これはうちの猫だよとかというふうに言われると本当判断は難しいと思うのですが、捕獲、捕獲というか、今回の書類を申請する人に対しては、その辺は1週間なりなんなり状況を確認して、誰か餌をやっている人がいないかとか、そういったものも確認しながら、間違いなく野良猫だということを確定してから申請のほうをしてもらいたいなと思っております。

それと、続きましてこの補助に至った経緯についてなのですが、現状町のほうに猫の苦情等々が来ます。先ほど言いましたとおり、今猫に餌を与えるなというふうに指導することも動物愛護団体の関係でなかなか言いにくいような状況でございます。そのような中、町のほうとしてもこの野良猫の対策については非常に苦慮している状況にあります。そういった中、たまたま昨年こういった野良猫の不妊去勢をやる団体もできている中で、どうしても手術費用だとかが高額にかかるものですから、そういった方々の取組が行われているうちに町としても何とかその分を助けてあげたいというのがありますし、また飼い主のいない猫を少しでも減らして行って地域の環境を保っていきたいと思っておりますので、今回このような事業を提案いたしました。

最後の補助金の支払いの関係なのですが、あくまでも手術をした猫に対して金額のほうをお支払いしますので、例えば申請で50件申請しても実績で10件しかできなかったとなると、10頭分の補助金を出すということになっております。

以上です。

○2番（河野文彦君） まず、餌を与えないでくださいという声かけもしにくいって言いましたよね。そういうスタンスなのに、こんな去勢手術の手助けなんかしてしまって大丈夫なのか。動物愛護団体がうるさいから、そんな餌を与えないでください、それは言えないような状況なのに、町がお金出すから去勢やってくださいという行動をして、それに対して動物愛護団体から来ないものなのか。僕も詳しくないから聞くのだけれども、そこが

1点。

あと、飼い主のいない猫の部分では、何か物すごく曖昧かなと思ったのです。だから、繰り返しになるかもしれないけれども、私の飼い猫が去勢されてきた、どうしてくれるのってなったら誰が責任取るのだと。その辺をしっかりと決めて、その責任の部分もしっかり決めておく。このグループに任せているから、町としては知りませんというわけにいかないと思う、お金出すのだから。その辺の責任の所在というのもしっかりと決めておかないと、後にトラブルに発展する可能性が大きいかなというふうに思うので、そこをもう一度お願いします。

あと、僕この手の去勢というと雄にだけするのかかなと思っていたら、両方やるのですね。これ自然界で雄と雌がいて、子供が生まれていく。どっちか去勢すれば子供生まれないのではない。両方やる必要あるのかなというのをどういう考え方なのかというところ。

ちょっと戻るのですけれども、その飼い主のいない猫でトラブルに、うちの飼い猫がというトラブルになるのをではどうやって防ぐかって僕ちょっと考えたのだけれども、例えば飼い主がいない猫かもしれない猫を捕獲して、例えば首輪でも印でもつけて、何かメッセージ、このまま何か月後に再度捕獲されるようであれば去勢します。ですので、外に出さないようにしてくださいとか、そういうメッセージをつけておくとか、何かそういう取組も必要なのかなと。いきなり誰かの判断で捕まえた、手術してしまったというのはちょっと乱暴というか、もうワンクッション、警告でもないけれども、そういうのがあってもいいのかなというふうに思ったものですから、どうでしょうということでお願ひします。○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、手術しても大丈夫なのかという話になると思うのですけれども、森町ではないのですけれども、どうしても飼い主のいない猫が保健所等々に最終的に行って殺処分されるというケースがまだ全国的には何万件という数があります。そういった中で、やはりまず野良猫を増やさないというのが大事になってくるのかなと思うので、猫にはどうしても負担にはなるのですけれども、その辺は正直言っているんな市町村でこういった取組はやっております。その目的は、やっぱりまず不幸な猫というのですか、そういった猫を増やさないという観点から、こういった不妊去勢手術の補正等々を実施しております。

続きまして、責任の関係なのですけれども、こちらのほう今うちのほうで予定している段階では申請書と一緒に誓約書もつける予定になっています。その中にはトラブル等々があったら申請者の方の責任で解決してくださいというふうには書いているのですけれども、当然町のほうも全く関係ないということにはならないので、その判断についてはしっかりと申請者と協議しながら行っていきたいと思ひますし、先ほど議員が言った方法も有効なのかどうかもちょうと検討していきたいと思ひております。

最後、雄と雌、こちらのほうはうちのほうも初めてやる事業なので、その方法が有効かどうかというのもちょうと分からないものですから、いろんな町村の要綱等々を見ても片方だけというのはなかったものですから、うちのほうも取りあえず両方でやっていき

いなと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今話を聞いていまして、やはりその要綱というか、ガイドラインをしっかりとやる前にきちっとつくっていくということが必要ではないかなと思います。

それと、これをやってくれる対象者の方々というのは、ボランティアというくくりでよろしいのでしょうか。団体というか、2名以上であればボランティアでやっていただくということになるのかと思いますけれども、あと補助対象経費なのですけれども、この1万3,000円と1万円という決めつきかけになると思うのですが、手術代とか耳のカット代、獣医とかの内訳、大体幾らかかってこの値段が出たのか、幾らぐらい足りなくなるのかという、それにプラスしてあげるということなのですけれども、最初から足りない、ボランティアの人に足りない金額をとというのはちょっときついかなと思うのですけれども、その辺りをお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、対象者につきましては、こちらに書いてあるとおり、森町に住む方で、家族以外で2人以上で代表者を決めてもらえれば誰でもオーケーです。ただ、これの事業に伴って営利目的だとか、そういった方についてはちょっと対象外にしたいなと思っております。

あと、こちらの補助金額の設定なのですけれども、この地域の手術費用等々を見るとやはり病院によって金額は様々なので、ある程度平均値を取ってこの補助金額としております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） ということは、持ち出しもあり得るということになるということですか。その選ぶ獣医さんによって持ち出しがある。持ち出しがないような獣医さんを町として推奨するという、紹介、推奨まではいなくても、こういうところはこういう金額ですよというような調べをして渡す、そのボランティアさんたちに渡すということは考えていますでしょうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

うちのほうで病院を紹介するとかというのは極力避けたいなとは思っております。また、こういったことをやるグループについては、一般的にはある程度獣医の先生とかというのは決まっているのかなと思っております。

金額が足りないところも多分自費でなるところもあるかと思っております。ただ、限られた予算の中ですので、少しでも、一頭でも多く対象にしたいものですから、このような設定金額にいたしました。

以上です。

○12番（東 隆一君） 飼い主の多頭飼育崩壊と認められる猫、例えば自分の家の中に寄ってくる、当然猫同士ですから集まるわけです。そうしたときに、自分で今3頭飼っていましたよと、3頭自分の家にいましたよと、どこかから拾ってきても。それが10頭になり

ましたよと。もうこれ以上自分としては餌代もかかるし、やっていけませんよと、そういう方がいたとします。これグループというのは、その方がまたそういう方が、5頭飼っていた方が2人こういうふうに合わせて申請すれば、それは要するに申請の対象になるというような、だから崩壊というのは自分ではもう飼っていませんよ、だけれどもかわいいから置いておきますよという方が崩壊という要するに条件なのか、どこの線引きみたいなのでなっているのか、そこのところちょっと何かこれだけだと、要はこれ以上野良猫が増えないためにこれをやるわけですよ。ということは、これもともと野良猫が増えてくると適当にあっちに行って、こっちに行ってって、人の畑に入って、いろんな悪さはしないでもそういうところでふん尿とか、そういうのをして困るという方もその近所で苦情が出るからこういう取組をするという私は解釈でいたのですけれども、そこのところ、そうすることによってその方たちがもしも5匹とか10匹くらいいて、自分はまだお金を出して餌を与えていますよと。そういう人は、もしも不妊手術するかパイプカットするということになると、結局それはかわいそうだよということになると、その方は申請しませんよね。申請しないですよ。そうしたときにその猫たちが当然また増えていく可能性あるわけですよ。そこのところどこまでそういうふうにあピールしていくのか。それに加わって誰かが飼っている猫でもそこに入り込んできますよという可能性も十分あるわけです。そこのところその方たちがたまたまもう飼えませんかということになって申請しましたよとなると、その飼い主の部分までカットしたり、手術をする可能性もあるわけです。私言っているの分からないですか。そうしたときにもっときっちり広報なりなんなりに知らせて、こういう今制度を町が取り入れようとしていますと。それは増やさないためにという観点の下にということで、それは要するに自分の猫はしっかりした管理をしてくださいという部分をどうやってアピールしていくのか。また、そういう部分の、それはそれでそのアピールの仕方なのですけれども、要は多頭数の飼育崩壊という部分が飼い主が自分で餌やれる分までは飼えますよね。その部分のところをどうやって町が、要は申請されなければお金出しませんよという制度ですから、その部分は要は増えないためにやろうとしているわけですから、そこのところどうやって町は把握しようとしているのか。それではないと、何かいつまでもいたちごっことか、猫ごっこみたいな感じで、増える部分が増えていって。ただグループでということで、たまたま飼っている人がこれ以上増えてはいけないからというので2つのグループが集まって10頭申請しましたよというのであれば10頭手術すればいいわけなのですけれども、そこのところそういう人も含めてどういうふうにかからやっていこうとしているのか。ただ崩壊する、崩壊するって、多頭数で崩壊するということを町のほうでどこまでその部分で分かっているのかをやるのかということのがちょっと何か見えてこなかったの。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

ちょっと説明間違っていたらすみません。要するに今回ののはあくまでも多頭飼育の関係になりますと、飼っている本人が申請しなければ、申請というか、そういった何とかして

ほしいという気持ちがなければ町のほうではどうすることもできません。まさか強制的にそういった去勢手術するということはできませんので、あくまでもそれは多頭飼育しているところの飼い主の判断になります。

あと、多頭飼育崩壊というのは、先ほども言ったとおり、もう餌がやれないだとか、あとはトイレも1頭につきトイレ1個なければ駄目なのです。それが現実的にいくとトイレもほとんどないだとか、寝るところもないだとかというのは、多頭飼育の場合だと多々見られます。そういった状況になって、本人がもうどうしようもないとなって誰かに頼ったり、町に相談しに来たときには、こういった事業がありますよということで対応したいと思うのですけれども、そういったことで本人が多頭飼育崩壊でないと思っていれば町のほうではどうすることもできません。

以上です。

○12番（東 隆一君） それでしたら、今飼っている方がいますよね、10頭なり、20頭。その方が何かしらの形でその場所から離れざるを得なくなったと。そうしたときにはそれはどういうふうな形、結局申請しなければ駄目なわけですから、それは野ざらしになる形になるわけです。今飼っている方が多頭数で餌もできなくなりましたよといったときにその場からもしも離れてしまって、そこにはもういなくなってしまったと。そうしたときにそれ自体を崩壊とみなして、今町の説明だと要するに向こうから申請がなければできませんよと。だけれども、そういうものがあつたときに、その部分はどういうふうな判断をして、町ができないということになるとそれはもう野ざらしになるわけです。そういうふうな形になるではないですか、もしも入院してしまったりだとか。そういうふうになりませんか。そういったときにそういうところの判断というのは、町がやらないと言えばそれは野ざらしになるわけです。そういうのは。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

例えば10頭飼っていて、飼い主がどこかに引っ越しなりなんなりしていなくなったとなった場合は野良猫になるのかなと思います。野良猫に、飼い主のいない猫になるのかなと。そうなったときには誰かが状況を見て申請する可能性もあります。ただ、一時的に入院で餌やる人がいなくなったとかってなった場合は、それは例えば近所の人だとか親戚だとかに頼むというのが普通の方法でないかなと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） ちょっと目的のところを確認したいのですが、この目的の部分、猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図ることを目的と書いているのですが、そもそもこういうことをやろうとするということは、動物愛護管理法に基づいてやられるわけですよ。それについて一切触れられていないものだから、もう少し詳しくその辺事業目的を考えるべきではないか、整理したほうがいいのではないかなと思いますので、その辺どう思うかということと今後こういう事業やる上での運用規則というのをつくりますよね、当然。それはこれからつくるということでもいいのだろうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、運営については規則なりなんなりつけます。先ほどの愛護法の関係も規則の中にきちっとうたっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上で猫の不妊去勢手術費補助金についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、その他の2、契約管理課関係の議題に入ります。

令和8年度森町発注予定工事の公表についてを議題とします。

山田契約管理課長、説明願います。

○契約管理課長（山田真人君） それでは、令和8年度森町発注予定工事の公表について資料に沿って説明させていただきます。

本件の概要についてですけれども、建設業界の技術者不足が深刻化する中、町内事業者におきましても建設工事に係る配置技術者の確保や調整に苦慮しているとの声が寄せられております。町といたしましては、こういった状況を少しでも改善するために、令和8年度に発注を予定している工事についてその工種や工事概要を可能な限り早く事業者に公表したいと考えております。当該発注予定工事の早期公表を行うことにより、事業者側としましては技術者の確保や調整に関して通常より1か月ほど早く対応することが可能となります。

公表対象とする工事は、令和8年度予算要求の町長査定で認められている建設工事のうち、予算額が200万円以上のものとします。

公表する事項については、事業担当課、工種、格付、工事名、工事場所、工事概要、発注予定月、工期の8項目を予定しております。

公表の方法は、資料別添のとおり、発注予定工事を一覧表にして町公式ホームページに掲載したいと思います。

公表期間は、令和8年3月上旬から4月上旬までとし、それ以降は例年実施している公表方法に切り替えます。

説明は以上となりますが、森町議会において新年度予算のご審議をしていただく前の公表となります。その点に関しましては、建設事業者が早めに技術者確保に向けた対応が可

能となること、さらには町といたしましても入札の不調を防止する一定の効果が期待できるというのが本件の趣旨でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番（高橋邦雄君） 1点だけちょっとお伺いします。今回は公表を早くするという事で、発注工事を早期に公表することで工事関係者、入札に関して技術者が確保できるということなのですが、あくまでもその会社にとって技術者って社員としてどれだけいるものなのか。例えば早期で公表してしまうと、その工事に関係して技術者が必要となったときに、これは想定の話になるのですけれども、自社でないところからその人材を、資格者をこちらの会社という形でいくというような前例ができるおそれがあるのではと思うのですけれども、ないにこしたことはないのですけれども、その部分の対応ってどのように考えていますか。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

技術者の確保の関係でございますけれども、一応公共工事の場合はその技術者が当該事業者の社員として雇用されてから3か月以上という縛りを設けていますので、突然こういう工事を入札参加したいから別の会社から早急に取ってくるということはその縛りで防げると考えています。

○13番（松田兼宗君） 今回この公表期間が8年3月より4月上旬と書いているのだけでも、今回だけですか。人員が、技術者が不足しているというのは慢性的に継続しているのに、今回だけというのは何かよく理解できないのだけれども、業者に対応する形は、要望に応える形は今回だけで、あとそれ以降、来年度以降というか、途中の今後のいろんな工事が出た場合こういう形はしないということ。その辺がちょっとよく理解できないのだけれども。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

今回初の試みでありますので、もしここで議員の皆様にご了承いただけるのであれば、技術者が不足しているという状況が続いているのであれば、これから先もこういった公表を行っていきたいと考えております。

○7番（斉藤優香君） 技術者としての問題はこれでいいと思うのですけれども、去年というか、令和7年の保育所のときの工事で、発注していた業者自体の申請というか何かがなくて工事が延びたと思うのです。申請して、免許がないとか何かそんなような事案があったと思うのですけれども、そういうチェックというのは本当はどの辺りでするものなのでしょうか。これに関係ないかもしれないのですけれども、結局事前に教えていてもそこが抜けていたら同じことになってしまわないかなと思うのですけれども。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

恐らく議員おっしゃるのが経営事項審査の申請漏れの件だと思うのですけれども、これはうちで把握しているというか、名簿に登載されている会社の数が膨大で、しかも事業年

度だとか経審の申請時期だとかがそれぞれ違うので、すべからく町のほうでチェックするということは現実的にはできません。ただ、やはり公共工事だとかの入札に参加する事業者は、経審の申請というのは本当に基本的なものですので、その辺につきましては、前回の事件ですけれども、かなりレアなケースだったと思いますので、その辺は今後出てこないのかなというふうには思っております。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上で令和8年度森町発注予定工事の公表についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、その他の3、建設課関係の議題に入ります。

森町都市計画マスタープランの改訂スケジュール等についてを議題とします。

伊藤建設課技術長、説明願います。

○建設課技術長（伊藤正吾君） それでは、森町都市計画マスタープランの改訂スケジュール等について説明させていただきます。

1 ページをご参照願います。森町都市計画マスタープランの改定について、1、審議内容。森町都市計画マスタープランについて現計画の一部改定及び当該計画の総合的な見直し改定の予定時期について説明及び提案するものです。

2、都市計画マスタープラン策定の経緯。森町都市計画マスタープラン（都市マスという）は、平成4年の都市計画法の改正により市町村の都市計画に関する基本的な方針として都市計画法第18条の2により制定を義務づけられたものです。都市マスは、上位計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道区域マスタープラン）及び森町総合開発振興計画に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を踏まえ、当町の都市計画、まちづくりの方向性を定めたものとして位置づけるものです。当町では、平成14年に計画策定しており、昭和25年に区域指定された都市計画区域の町並み整備を担っております。

3、森町都市計画の区域の現況及び今後について。本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響は軽微であると考えられます。しかし、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については低迷していることがうかがえます。今後もこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測されます。当町においては、複合施設計画、防災計画及び脱炭素

化と環境配慮を踏まえ、都市計画区域を中心に未利用地等を有効利用しながらこれまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトで内部充実型のまちづくりを念頭に、農林漁業と健全な調和を図りながら豊かな自然環境や景観の保全に努め、住民、産業の活性化を目的とした持続可能なまちづくりが求められます。

2 ページをご参照願います。4、改定時期、スケジュールについて。現計画は、平成15年から平成34年、令和4年の20年間を目標期間としております。次期改定に向け、北海道と協議を進めております。1)、現計画の一部改定、令和8年6月下旬を決定予定で進めております。現計画の一部見直しを行い、令和10年度まで当該計画を継続いたします。また、一部見直しは現況における町の概要、整備状況等を更新する改定といたします。

2)、総合的な見直し改定。令和9、10年度、2か年で策定予定としております。当町では、令和8、9年の2か年で町の根幹である森町総合開発振興計画の改定を予定しており、それに倣い令和9、10年の2か年で森町都市計画マスタープランの総合的な見直し改定を予定いたします。

5、現計画の一部改定の内容。1)、計画の目標年次、平成15年から令和10年まで継続する。2)、森町の現況について、位置、立地条件、人口、産業、土地利用の動向、交通体系、都市基盤整備を現状に合わせて更新いたします。

6、現計画の一部改定スケジュール、次ページを参照願います。現計画の一部改定について昨年より北海道と協議を進めております。また、森町都市計画審議会、本日の全員協議会を踏まえ、北海道と本協議に入る予定でおります。その後、現計画改定の計画の縦覧を行い、森町都市計画審議会本審査及び北海道知事への同意、協議を進めていきたいと考えております。決定は6月下旬を予定しております。

2 ページに戻ります。最後になります。7、配付資料について。森町都市計画マスタープラン及び概要版につきまして一部改訂版を配付させていただいております。改定箇所につきましては全て赤字としております。

説明は以上となります。どうぞご審議のほどお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町都市計画マスタープランの改訂スケジュール等についてを終わります。

説明員交代のため2時30分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、レジュメにはありませんが、資料等の訂正についてを順次説明願います。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、議員の皆様には私のほうから2点説明させていただきます。

まず、1点目ですが、令和8年度当初予算については既に議員の皆様には配付済みであります。内容ですが、今し方配付させていただいた一般会計予算書191ページ中段の節12委託料、森中学校長寿命化改修工事実施設計業務委託料ですが、既にお配りした予算書では実施設計の箇所が基本設計となっておりますので、その箇所を修正の上、再度配付させていただきますので、お手数であります。差し替えをお願いいたします。

次に、既に議決いただいた補正予算の内容について誤りがありましたので、ご報告させていただきます。誤りがあったのは、令和7年12月26日開催の令和7年第1回森町議会12月第2回会議に上程いたしました令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4号であります。A3判の正誤表を提出しておりますので、御覧願います。誤りのあった箇所についてですが、12月第2回会議において診療報酬返還の資金とする経営改善推進事業債を追加する補正予算を行いました。議案書中の企業債について医療機器器具等購入事業を4,300万円とするところを誤って1億1,090万円に、また施設改修事業につきましても2億5,250万円とするところを誤って1,300万円と記載したものであります。

誤りが発覚したきっかけですが、3月2日から行われる令和8年第1回森町議会3月会議での補正予算を作成する際、企業債において金額が符合しないため内容を確認したところ、さきの12月第2回会議に上程した内容に誤りがあったことが発覚したものであります。

次に、誤りの原因ですが、令和7年度の補正予算で企業債を追加する補正予算案を上程するのは初めてであったため、令和6年度で企業債の補正を行った議案書のデータを複写し、作成する際、令和7年度の当初予算額に直さなければならなかったところ令和6年度の当初予算額を直さずに経営推進事業債を追加してしまったものであります。

これとは別に令和8年度予算資料にも誤りがあったことが判明いたしました。予算書と一緒に配付させていただいた令和8年第1回森町議会3月会議予算審査特別委員会と書かれた資料のナンバー82、令和8年度森町国民健康保険病院事業経営分析一覧表の表中の複数箇所数値の誤りがありましたので、これにつきましても訂正したものを配付させていただきます。病院事業会計につきましても、昨年の9月会議においても決算額に誤りがあり、議会運営に多大な支障を来したにもかかわらず、議決いただいた補正予算におきましても誤った内容を提示したまま議決をお願いするという重大な過ちが発生してしまいましたことについて重ねて深くおわびを申し上げます。病院に対しましては、今後このような事態を二度と招くことのないよう改めて細心の注意と責任を持って職務に取り組んでいくよう強くしたところであります。

私のほうからは以上となります。

○議長（木村俊広君） ただいま説明がございました。これはよろしいですね、これで。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で資料等の訂正についてを終わります。

以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

次に、議会側の議題1、当面する日程についてに入ります。

関議会事務局長、説明願います。

○議会事務局長（関 孝憲君） それでは、当面する日程についてご説明いたします。

議会側資料1を御覧ください。主に3月会議に係るスケジュールであります。2月16日、2月17日、本日でございますけれども、全員協議会の開催となっております。2月18日、明日でありますけれども、正午までを一般質問の締切り、夕方5時までを意見書案の締切りとしてございます。現在2件ほど来ておりますが、ともに議案成立の署名がなされているところであります。2月20日ではありますが、先般13日にお配りしております新年度予算に係る追加資料の要求期限として設けさせていただいております。2月25日ですが、議会運営委員会を開催させていただきまして、3月2日より3月会議を予定しております。

まず、3月2日でございますけれども、全員協議会の後に10時より本会議となりまして、条例改正と補正予算が主立ったものとなるものになります。先ほども触れましたが、本日開催されました議会運営委員会の中でシャリテさわらとさくらの園との統合に関しまして本会議終了後に全員協議会を開くこととしましたので、改めてお知らせいたします。時間的には午前中に本会議まで、午後から2回目の全員協議会になろうかと思うところであります。また、資料につきましては、前の週、来週でございますけれども、2月26、27日に届きましたらすぐに事務局のほうからお知らせしたく思いますので、よろしく願いいたします。3月3日です。町長、教育長の執行方針と新年度予算に係る課長の議案説明を予定しており、3月4日には一般質問を行い、予算等審査特別委員会の設置を行う日としております。3月5日から12日までを予備日を含めました予算等審査特別委員会としまして、3月13日には本会議の最終日を迎えることとなります。3月13日ではありますが、本会議の開始時刻が13時30分からとなっておりますので、ご注意願います。これは、午前中に森、砂原中学校の卒業式が行われるためこのような日程になりますので、よろしく願いいたします。

当面する日程については、説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で当面する日程についてを終わります。

次に、2、令和8年度議会費予算（案）についてに入ります。

関議会事務局長、説明願います。

○議会事務局長（関 孝憲君） それでは、令和8年度予算の議会費について説明いたします。

議会側資料2を御覧ください。こちらの資料、実際に事務局において予算要求を行った

資料となりますが、査定額の部分、査定額の列の部分が予算書の額と一致することとなりますので、令和8年度予算の議会費の総額につきましては7,772万9,000円となるところであります。各ページの査定額を順次御覧いただければと思います。

それでは、2ページ目をお開きください。節1報酬及び節3職員手当ですが、4月からの議員報酬の改定を反映してございまして、議員13名分に係る費用としましてそれぞれ4,003万2,000円、1,784万円を計上しております。次に、節4共済費です。議員共済の掛率は毎年変動しているところでございますが、令和8年度は26.9%で計算し、議員公務災害、議員共済事務費についてもそれぞれの規約にのっとり計上しているところで、合計で1,037万2,000円を計上しております。次に、節8旅費についてです。普通旅費につきましては、経常的な業務に関する旅費でございまして、95万7,000円を計上しております。4ページ下段からの特別旅費は、研修、視察に関する旅費であります。札幌での議員研修会、広報研修会のほか、渡島管内町村議会議長会行政視察などの旅費を計上してございまして、合計88万9,000円となっております。次に、5ページ中段、節9交際費であります。前年度と同額の57万円を計上しております。次に、節10需用費であります。これまでの実績を踏まえて算出しておりますが、需用費合計で380万5,000円となっております。次に、6ページ下段からの節11役務費の通信費ですが、これまでの実績を踏まえ、昨年度と変更なく、合計で20万9,000円を計上しているところでございます。次に、7ページの節12委託料ですが、記載のとおり3つの業務を予定してございまして、187万9,000円を計上しているところでございます。続きまして、7ページ下段からの節13材料及び賃借料についてですが、経常的な経費であり、43万1,000円を計上しております。最後に、9ページの節18負担金補助及び交付金ですが、おおむね前年どおりとしまして、74万5,000円を予算計上しております。

以上、冒頭で申し上げましたとおり、議会費総額については7,772万9,000円、前年度当初予算と比較しまして893万2,000円の増額となっております。以上で議会費の説明を終わりたいと思います。

続きまして、監査委員費についても資料を添付してございますので、こちらにつきましては節、報酬から旅費、需用費、負担金の予算計上としまして、昨年と同様予算計上しているところでありますので、総額128万8,000円となります。

令和8年度予算についての説明を終わります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で令和8年度議会費予算（案）についてを終わります。

次に、3、その他に入ります。

意見箱の投函に触れます。

局長から説明願います。

○議会事務局長（関 孝憲君） 今資料のほうを配りしておりますので、少々お待ちください。お待たせしました。2月4日付でありますけれども、議会棟玄関口に設置しており

ます意見箱に投函されていたものをご確認ください。内容を読み上げたいと思います。

議員の皆様、議員報酬引上げ議決の件についてのタイトルでございまして、昨年の新年交礼会の席で木村議長よりその件について話され、そのときにも、え、今と違和感を覚ええました。そして、今回の議決を知り、ユーチューブで視聴したところ、質疑、討論なく、異議なしの決定に唖然としました。これまでの間、議員の皆様の議論はあったことと思いますが、町民にはそれは分からず、議会での質疑、討論で議員の皆様の賛否の考えが分かるのですが、それがこれでは全員賛成と……。議員報酬は、決定権、議決権を持つ議員自身の報酬ですから、自分本位、自分勝手との見方や捉え方をされないために町民の理解、納得を図ることが必要とは思われなかったのでしょうか。事前に町民の意見を聞いたり、説明する機会を持たれましたか。2018年8月に森と砂原公民館で議会報告会として、裏ページに参ります、議会改革、定数、報酬等について町民との対話以降、特に12月議会で引上げを決定するに当たって町民の理解、納得を得る機会や努力をされたのでしょうか。議会カフェは何度か開催されていますが、そこで積極的に話題にされたのでしょうか。今、物価高、財政改革、産業の厳しい中、状況の変化、議員の成り手を理由にほぼ5万円アップがすんなりと成立するのを目の当たりにして黙ってられません。次回の議会日より、または議会報告会などで町民へ説明する機会をお願いします。

議会事務局に対してであります、12月26日の議会案内の防災無線で日時のみで案件の内容がありませんでした。今回は物価高対策の関心ある件でもあり、今後は中心案件についてもお知らせくださいとのご意見でありまして、投函された方はコピーしている御覧のとおりとなっております。

といった内容になりますけれども、この全員協議会の場ではちょっと結論には導かず、まずは議員皆様にご報告としましてお知らせいたします。こちらの件につきましては、議長ないしは私のほうで投函者に対しても近日接点を持ちたく思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） この件については、投函した檀上さんと、また議長と局長で対応したいというふうに考えておりますけれども、そういうような形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） そのほか皆様のほうから何かございますか。

○7番（斉藤優香君） 今回の件に関して3月会議が終わった後に報告会等、予算の報告会、そして引上げ、定数がそのままということを町民の報告会みたいなのをやったほうがいいでしょうかということを広報広聴の委員長としてちょっと皆さんにお伺いしたいなと思いました。

○議長（木村俊広君） この件については、今採決したほうがよろしいですか。そういう方向で取り進めたいという委員長からの申出でありましたけれども、そういう方向で協議を進めるという形でよろしいですか。返事がありませんね。協議を進めるという話です、

決定するとかではなくて。

(何事か言う者あり)

○議長（木村俊広君） では、今後、その日程については委員長にお任せしますので、よろしく取り進めていただきたいと思います。

その他、ほかにございますか。

○13番（松田兼宗君） 前に一度話が出たと思うのですが、タブレットの話なのです。今檀上さんからの意見書があったように、意見箱に入っていたように、やはり私自身も議員報酬値上げの話が徐々に広がってきて、最初は全然知らなかったのでしょうけれども、徐々にその話が広がってきています。そんな中で、予算的に高額な予算でタブレット購入していて、今日見ても何人か、数えるほどしか使っていないわけです。だから、そういうことも含めて、やはりそういう対策というわけではないだろうけれども、それだけ予算をかけていて、実際無駄なことに使っているというふうに言われるよりは、幾らかでもそれを使えるような形のものを講習会とかやっぱり毎回のようにはやらないと、ふだんから使わないと使えないので、だからそういう機会を設けるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村俊広君） ただいま松田議員のほうからお話ありましたとおり、先般私のほうからちょっと申し上げさせていただいたのですけれども、利用度が非常に低いということで、できるだけ使っていただきたいということでございますけれども、幸いにもペーパーでの資料が大変充実しているということで、なかなかそこに至らないというところございますけれども、それに関して当然せつかく予算つけて購入したものでございますので、有効に使用していかねばならないということで、できる限りペーパーレスの方向で今後進めさせていただきますので、そういった講習等々も事務局と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

この件に関してはよろしいですね。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） なければ、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時50分